官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁七七）　一
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三八八）　一
○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件（厚生労働三八〇）　二
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一四〇）　三
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（国土交通一三〇〇）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一三〇一～一三〇三）　四
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
産業
日本産業規格　四
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（埼玉労働局最低賃金公示四、大阪同二）　四
除籍の一部が滅失した件（法務省告示配一六一）　四
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同一六二、一六三）　四
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同一六四）　四
〔公告〕
諸事項
官庁
特定保険募集人の所在の確知等、迫川上流土地改良区役員の就任関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他

法規的告示

○**金融庁告示第七十七号**

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項、第四十二条の二第二項及び第四十三条の二の三第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十六日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～六　略］ 七　ＣＩＴＩＣ証券株式会社 ［八～百十六　略］ ［条を削る。］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　ＣＬＳＡ証券株式会社 ［八～百十六　同上］ （高速取引行為者） **第三条**　金融商品取引法施行令第四十三条の二の三第二項の金融庁長官の指定する高速取引行為者は、Ｃｉｔａｄｅｌ　Ｓｅｃｕｒｉｔｉｅｓ（Ｈｏｎｇ　Ｋｏｎｇ）Ｌｉｍｉｔｅｄとする。 （権限） **第四条**　［同上］
（権限） **第三条**　［略］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

その他告示

○**総務省告示第三百八十八号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十六日　総務大臣　藤井比早之

一　名称　令和八年度豪州における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和八年十月二十七日から令和八年十一月二十日まで
三　派遣人数（概数）　七十人程度
四　派遣地域　オーストラリア連邦

○厚生労働省告示第三百八十号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者であって、同法第五条第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定したので、同法第八条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	事務所の所在地	納付を委託することができる歳入等の種類	指定をした日	納付事務の開始の日
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第百六号）別表の一の項及び二の項に掲げる歳入等	令和八年十月二十六日	令和八年十月二十六日

○経済産業省告示第百四十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和八年十月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和八年台風第二十五号に伴う災害	千葉県	令和八年九月二十日から令和九年一月二十五日まで
	千葉市	
	銚子市	
	市川市	
	船橋市	
	館山市	
	木更津市	
	松戸市	
	野田市	
	茂原市	
	成田市	
	佐倉市	
	東金市	
	旭市	
	習志野市	
	柏市	
	勝浦市	
	市原市	
	流山市	
	八千代市	
	我孫子市	
	鴨川市	
	鎌ケ谷市	
	君津市	
	富津市	
	四街道市	
	袖ケ浦市	
	八街市	
	印西市	
	白井市	
	富里市	
	南房総市	
	匝瑳市	
	香取市	
	山武市	
	いすみ市	
	大網白里市	
	印旛郡酒々井町	
	印旛郡栄町	
	香取郡神崎町	
	山武郡九十九里町	
	山武郡横芝光町	
	長生郡睦沢町	
	長生郡長生村	
	長生郡白子町	
	長生郡長柄町	
	長生郡長南町	
	夷隅郡大多喜町	
	夷隅郡御宿町	
	安房郡鋸南町	
	東京都	
	島しょ大島町	

○国土交通省告示第千三百号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社日立ニコトランスミッション加茂事業所	新潟県加茂市大字下条戊405番地	軸系のクラッチ	令和８年10月13日から令和13年10月12日まで
〃	〃	軸系の変速装置	〃

○国土交通省告示第千三百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鴨ノ谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

香川県観音寺市豊浜町箕浦の区域内の土地のうち、次の一点から二十八点までを順次結んだ線及び一点と二十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°03′22.6400″	133°38′15.4606″
2	34°03′22.7264″	133°38′16.1053″
3	34°03′22.7163″	133°38′16.1674″
4	34°03′22.8875″	133°38′17.0356″
5	34°03′22.5699″	133°38′17.4800″
6	34°03′22.3093″	133°38′17.4282″
7	34°03′20.3893″	133°38′20.8062″
8	34°03′20.8210″	133°38′22.5136″
9	34°03′20.4778″	133°38′23.2415″
10	34°03′16.3262″	133°38′24.8956″
11	34°03′15.8188″	133°38′24.4973″
12	34°03′18.2839″	133°38′20.9095″
13	34°03′19.2155″	133°38′20.6552″
14	34°03′21.0991″	133°38′16.7422″
15	34°03′21.6447″	133°38′14.1641″
16	34°03′22.0887″	133°38′14.6185″
17	34°03′21.7957″	133°38′14.8313″
18	34°03′21.7890″	133°38′14.9691″
19	34°03′21.6932″	133°38′15.2540″
20	34°03′21.7379″	133°38′15.7552″
21	34°03′21.4828″	133°38′17.2174″
22	34°03′21.8060″	133°38′17.2288″
23	34°03′22.0975″	133°38′16.9816″
24	34°03′22.0711″	133°38′16.6625″
25	34°03′22.4444″	133°38′16.3384″
26	34°03′22.2996″	133°38′15.9288″
27	34°03′22.2788″	133°38′15.5077″
28	34°03′22.4326″	133°38′15.2551″

○国土交通省告示第千三百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷後沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県上野原市犬目の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°37′46.2697″	139°02′17.0016″
2	35°37′47.6674″	139°02′15.4114″
3	35°37′48.2376″	139°02′16.1060″
4	35°37′50.2852″	139°02′15.5102″
5	35°37′50.3485″	139°02′15.8874″
6	35°37′47.8276″	139°02′18.1507″
7	35°37′47.0610″	139°02′18.3866″

○国土交通省告示第千三百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平原下川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

大分県中津市耶馬溪町大字大野の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成九年建設省告示第千二百九十五号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33°28′16.2552″	131°05′26.6735″
2	33°28′15.5939″	131°05′26.7092″
3	33°28′14.7153″	131°05′25.9157″
4	33°28′14.2516″	131°05′25.3424″
5	33°28′13.9348″	131°05′24.7303″
6	33°28′13.8982″	131°05′24.7302″
7	33°28′13.8214″	131°05′24.5156″
8	33°28′13.8724″	131°05′24.3804″
9	33°28′13.8957″	131°05′24.3128″
10	33°28′13.6328″	131°05′23.2365″
11	33°28′13.4387″	131°05′23.0920″
12	33°28′13.5528″	131°05′23.0741″
13	33°28′13.7437″	131°05′22.9843″
14	33°28′13.7716″	131°05′22.9329″
15	33°28′13.9759″	131°05′22.9514″
16	33°28′14.1607″	131°05′22.9245″
17	33°28′14.3699″	131°05′23.0421″
18	33°28′14.5104″	131°05′23.1442″
19	33°28′14.4260″	131°05′23.3943″
20	33°28′14.4398″	131°05′23.5199″
21	33°28′15.9696″	131°05′25.1150″
22	33°28′16.3337″	131°05′26.0225″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

芝原川二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

大分県中津市耶馬溪町大字金吉の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°25′26.4583″	131°06′14.2891″
2	33°25′25.5501″	131°06′15.7273″
3	33°25′25.1516″	131°06′16.8869″
4	33°25′24.8363″	131°06′18.4795″
5	33°25′25.8806″	131°06′18.4952″
6	33°25′26.1813″	131°06′21.1351″
7	33°25′24.1730″	131°06′22.6371″
8	33°25′22.5767″	131°06′22.1199″
9	33°25′21.9762″	131°06′20.1539″
10	33°25′23.4139″	131°06′19.8999″
11	33°25′24.2908″	131°06′16.1869″
12	33°25′25.1377″	131°06′14.6684″
13	33°25′26.3558″	131°06′13.2760″

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上村川一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

大分県中津市山国町宇曽の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°24′13.4168″	131°03′03.0631″
2	33°24′13.4213″	131°02′59.4317″
3	33°24′13.9725″	131°02′57.7485″

4	33°24′15.0341″	131°02′57.2144″
5	33°24′15.8454″	131°02′57.8764″
6	33°24′15.6186″	131°03′01.2802″
7	33°24′17.3764″	131°03′02.8193″
8	33°24′16.8356″	131°03′03.6887″
9	33°24′15.8579″	131°03′02.9895″

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　　高並川五
　　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　　大分県宇佐市院内町高並の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°26′55.3660″	131°18′54.1290″
2	33°26′55.9766″	131°18′52.7303″
3	33°26′58.5062″	131°18′47.8882″
4	33°27′01.4469″	131°18′45.4000″
5	33°27′03.4981″	131°18′44.9819″
6	33°27′03.4327″	131°18′46.7875″
7	33°27′02.0502″	131°18′47.9500″
8	33°27′01.0910″	131°18′49.5508″
9	33°26′59.9557″	131°18′49.7892″
10	33°26′58.5838″	131°18′51.8163″
11	33°26′57.0265″	131°18′52.1346″
12	33°26′55.6868″	131°18′54.3900″

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　　小田川
　　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　　大分県宇佐市安心院町南畑の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°22′16.6733″	131°24′00.2096″
2	33°22′16.1774″	131°24′01.5923″
3	33°22′17.6182″	131°24′02.5782″
4	33°22′15.1872″	131°24′06.9693″
5	33°22′12.0727″	131°24′08.6554″
6	33°22′12.0684″	131°24′08.2791″
7	33°22′13.8470″	131°24′05.1453″
8	33°22′13.7578″	131°24′03.7511″
9	33°22′13.4301″	131°24′02.6252″
10	33°22′14.4599″	131°23′59.2263″
11	33°22′13.1447″	131°23′59.0118″
12	33°22′12.4040″	131°23′57.7244″
13	33°22′12.6002″	131°23′57.5079″
14	33°22′14.2165″	131°23′58.1084″

国会事項

衆議院

議案撤回

十月二十二日次の議案は委員会において撤回を許可した。

賃金上昇を上回る個人住民税の負担増加等に対処するために個人住民税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘外三名提出、第二百二十一回国会法第三一号）

参議院

議案撤回通知書受領

十月二十二日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

賃金上昇を上回る個人住民税の負担増加等に対処するために個人住民税に関し講ずべき措置に関する法律案（第二百二十一回国会、鈴木義弘外三名提出）

人事異動

内閣

農林水産大臣秘書官に任命する
　後藤　秀一
農林水産大臣秘書官
　安野　啓子
願に依り本官を免ずる（以上十月十五日）

最高裁判所

山口地方裁判所判事兼山口家庭裁判所判事・山口簡易裁判所判事
　阿多　麻子
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
　福岡高等裁判所判事・福岡簡易裁判所判事
　平塚　浩司
山口地方裁判所判事に補する
山口地方裁判所長を命ずる
兼ねて山口家庭裁判所判事に補する
山口家庭裁判所長を命ずる
山口簡易裁判所判事に補する
山口簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
　東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事・立川簡易裁判所判事
　北村　和
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
福岡簡易裁判所判事に補する
　横浜家庭裁判所判事・横浜簡易裁判所判事
　三上　孝浩
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて東京家庭裁判所判事に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する
　東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
　佐藤　英彦
横浜家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜簡易裁判所判事に補する（以上十月十五日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事長谷部幸弥は十月十四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
判事兼簡易裁判所判事住山真一郎は十月十五日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する
　（阿南工業高等専門学校名誉教授）
　森川　鋭一
正五位に叙する
　鐙　邦夫　笠原　一也
　（黒部市議会議員）
　内藤三地郎　水田　伸三
従五位に叙する（各通）
　伊藤　悦子
　永木紘一郎　高木　勇馬
　三宅　幹夫
正六位に叙する（各通）
　伊東　豊治　岡　早苗
　佐土原博親　白石憲一郎
　山城　清和　山本　勲
従六位に叙する（各通）
　堂囿　秀昭　中野　聖二
　関山　正夫
正七位に叙する
　内藤三地郎　水田　伸三
　柳生　盛譲
従七位に叙する（各通）（以上九月十七日）
　（高エネルギー加速器研究機構名誉教授）
　北澤　良久
　姉川　博之
正四位に叙する（各通）
　秋元　正英
　松尾　一文
　加藤　義喜
従五位に叙する（各通）
　伊東　博明
　西村　行夫
　雑賀　正幸
　丸山　敏彦
正六位に叙する（各通）
　上山　均　柿崎　明
　椎葉　浄信　立川　守
　時吉　芳弘　栃本　正道
　渡邉　修　渡邉　恒美
従六位に叙する（各通）
　上村　高光
　田村　幸夫
　宮廻　紀博
　阿部　文夫
正七位に叙する
　安達　徳昭　俵　清春
従七位に叙する（各通）（以上九月十八日）

（金沢大学名誉教授）　上野　久儀

正四位に叙する
黄木　英夫　弓野　金正
野澤　慶一　森山　仁市

従五位に叙する（各通）
青木　數男　松山　壽肇

正六位に叙する（各通）
浦　茂之　坂下　明洋
中林　伸行　御園稔太郎
門田　畝彦

従六位に叙する（各通）
安藤　裕己　唐澤　齋
阪衛　睦子　玉城　善治

正七位に叙する（各通）（以上九月十九日）
工藤　隆弘

正五位に叙する
日比野鉦次

従五位に叙する
岩田　良雄　川窪　武門
佐藤　義正　鈴木　喜夫
高城新太郎　仁杉　秀夫

正六位に叙する（各通）
有友　義人　池内　淑一
泉舘　正悦　奥野　良裕
小泉　國男　鈴木　惠壽
松岡　宏治　村井　敏夫

従六位に叙する（各通）
中村　清志

正七位に叙する
加藤　直　加藤　晴信
金澤　榮　堀　利雄

従七位に叙する（各通）（以上九月二十日）
中島　茂

従五位に叙する
木村　忠壽　日高　吉廣

正七位に叙する（各通）（以上九月二十一日）
小山田勝榮　錦織　孝夫

正七位に叙する（各通）（九月二十二日）
○叙勲
（黒部市議会議員）　新村　文幸

旭日小綬章を授ける
鐙　邦夫

旭日双光章を授ける（以上九月十七日）
川島　章則　中島　哲彌

旭日単光章を授ける（以上九月十八日）
日吉　榮

旭日単光章を授ける（九月十九日）
仁杉　秀夫

旭日双光章を授ける（九月二十日）
久我　正作

瑞宝小綬章を授ける
岡　早苗　笹山　一義

瑞宝双光章を授ける（各通）
柳生　盛譲

瑞宝単光章を授ける（以上九月十七日）
（高エネルギー加速器研究機構名誉教授）
北澤　良久

瑞宝中綬章を授ける
姉川　博之

瑞宝小綬章を授ける
丸山　敏彦

瑞宝双光章を授ける（各通）
小川　時次　柿崎　明
立川　守　俵　清春

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十八日）
野澤　慶一

瑞宝小綬章を授ける
青木　數男　坂下　明洋
佐藤　兵次　森山　仁市

瑞宝双光章を授ける（各通）
安藤　裕己　上野　村司
鎌田　貢　箱崎　啓

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十九日）
石橋　幸夫　鈴木　惠壽
松岡　宏治　吉田　寛

瑞宝双光章を授ける（各通）
加藤　晴信　金澤　榮
杉山　和正　堀　利雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十日）
阿部　利一　中島　茂

瑞宝双光章を授ける（各通）（九月二十一日）
錦織　孝夫

瑞宝単光章を授ける（九月二十二日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、愛知県において開催されている愛知・名古屋二〇二六アジアパラ競技大会に御臨場のため、十月十八日午前九時四十分御出門、同県へ行幸、同月十九日午後三時五十分還幸となった。

官庁報告

産業

日本産業規格

令和８年10月26日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年10月26日　厚生労働大臣　上野賢一郎

記

確認された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）

冠動脈ステントの耐久性試験方法　T0402
ヘルスケア製品の滅菌―エチレンオキサイド―医療機器の滅菌プロセスの開発，バリデーション及び日常管理の要求事項　T0801
医療機器の生物学的評価―第７部：エチレンオキサイド滅菌残留物　T0993―7
単回使用手術用メス　T2107
滅菌済み注射針　T3209
滅菌済み輸血フィルタセット　T3225
内視鏡固定用バルーン　T3234
胃・食道静脈りゅう（瘤）圧迫止血用チューブ　T3236
胃・食道静脈りゅう（瘤）結さつ（紮）用治療器具　T3237
吸引し（嘴）管　T3238
胃食道ドレナージ用カテーテル　T3239
内視鏡用オーバチューブ　T3241
非血管用ガイドワイヤ　T3242
尿路結石・異物除去用カテーテル　T3244
配偶子・はい（胚）移植用チューブ及びカテーテル　T3245
造影用カテーテル（非血管用）　T3246
尿管用カテーテル及びイントロデューサキット並びに尿道拡張用バルーンカテーテル　T3247
血管造影用活栓，チューブ及び附属品　T3252
圧トランスデューサ　T3323
圧力モニタリング用チューブセット　T3351
歯科術者用椅子　T5601
歯科器械―吸引システム　T5801
歯科用ハンドピースホースコネクター形状及び寸法　T5905
歯科非鋳造用金銀パラジウム合金　T6105
歯科鋳造用金銀パラジウム合金　T6106
歯冠用硬質レジン　T6517
アクリル系歯冠用レジン　T6518
歯科複模型用印象材　T6527
歯列矯正用ワイヤ　T6530
歯列矯正用エラスチック器材　T6531
歯科用石こう（膏）　T6600
吸入麻酔システム―第２―１部：麻酔用及び呼吸用機器―円すい（錐）コネクター円すい（錐）及びソケット　T7201―２―１
吸入麻酔システム―第２―２部　麻酔用及び呼吸用機器―円錐コネクターねじ式耐重量コネクタ　T7201―２―２

医療用人工呼吸器	T7204
眼光学機器―レフラクトメータ	T7319
屈折補正用眼鏡レンズの反射防止膜の仕様及び試験方法	T7334
耐きず性をもつ屈折補正用眼鏡レンズの表面の要求事項	T7336
単回使用ごうしん（毫鍼）	T9301

令和８年10月26日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年10月26日　厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

記

確認された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）

金属製骨ねじの機械的試験方法	T0311
金属製骨接合用品の圧縮曲げ試験方法	T0313
重心動揺計	T1190
心電図監視装置	T1304
パルス反射法超音波診断装置の性能試験方法通則	T1501
医療機器ソフトウェア―ソフトウェアライフサイクルプロセス	T2304
外科インプラント用チタン材料―第４部：チタン15―ジルコニウム　４―ニオブ合金展伸材	T7401―４
医療用マスク及び一般用マスクの性能要件及び試験方法	T9001
感染対策医療用マスクの性能要件及び試験方法	T9002
診断用Ｘ線に対する防護用具―第２部：透明防護板	T61331―２
診断用Ｘ線に対する防護用具―第３部：防護衣，防護眼鏡及び患者用防護具	T61331―３
診断用核医学装置―特性及び試験条件―第１部：ＰＥＴ装置	T61675―１
医用電気機器―放射線治療計画システムの安全要求事項	T62083
医療機器―第１部：ユーザビリティエンジニアリングの医療機器への適用	T62366―１
医用電気機器―第２―60部：歯科器械の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T80601―２―60
医用放射線機器―定義した用語	Z4005
医用画像部門における品質維持の評価及び日常試験方法―第３－２部：受入試験―乳房用Ｘ線装置の画像性能	Z4752―３－２
医用画像部門における品質維持の評価及び日常試験方法―第３－５部：受入試験及び不変性試験－Ｘ線ＣＴ装置	Z4752―３－５
診断用ＭＲ装置用ファントム	Z4924
Ｘ線骨密度測定装置用性能評価ファントム	Z4930

令和８年10月26日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年10月26日　厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

記

確認された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）

トンネル工事機械―安全―第１部：シールド及び推進機の要求事項	A8202―１
トンネル工事機械―安全―第２部：自由断面トンネル掘削機の要求事項	A8202―２
道路工事機械―安全―第１部：一般要求事項	A8508―１
道路工事機械―安全―第４部：締固め機械の要求事項	A8508―４
コンクリート及びモルタルの圧送ポンプ，吹付機及びブーム装置―安全要求事項	A8612
陸用鋼製ボイラ―構造	B8201
破裂板式安全装置―第１部：一般	B8226―１
破裂板式安全装置―第２部：安全弁との組合せ	B8226―２
破裂板式安全装置―第３部：適用，選定及び取付け	B8226―３
圧力容器の構造―特定規格	B8266
圧力容器の設計	B8267
クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第１部：一般	B8833―１
クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第２部：移動式クレーン	B8833―２
立体自動倉庫システム―システム設計通則	B8942
立体自動倉庫システム―スタッカクレーン設計通則	B8943
水産加工機械の安全及び衛生に関する設計要求事項	B9654
機械類の安全性―機械の電気装置―第32部：巻上機械に対する要求事項	B9960―32
機械類の安全性―人の存在を検知する保護設備のアプリケーション	B9963
フォークリフトトラック―安全要求事項及び検証―第１部：フォークリフトトラック	D6001―１
フォークリフトトラック―安全要求事項及び検証―第２部：運転者の位置が上昇するフォークリフトトラック及び荷を揚げたまま走行するよう設計されたフォークリフトトラックの追加要求事項	D6001―２
動力付産業車両―識別記号	D6022
産業車両―運転者保護装置の仕様及び試験方法―第１部：シートベルト	D6025―１
フォークリフトトラック―さやフォークと伸縮フォーク―技術特性及び強度	D6027
フォークリフトトラック―仕様書様式	D6202
防振手袋	T8114
呼吸用保護具の選択，使用及び保守管理方法	T8150
防毒マスク	T8152
検知管式硫化水素測定器（測長形）	T8204

令和８年10月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年10月26日　厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

記

制定された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）

鋳造機械―高圧ダイカストマシンの安全要求事項	B6615

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

令和８年10月26日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年10月26日　経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲

記

確認された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

コーンカロリーメーターによる建築材料の発熱速度及び煙生成速度を測定する試験方法	A1316
床材及び床の帯電防止性能―測定・評価方法	A1455
コンクリート及びコンクリート構造物に関する環境マネジメント―第１部：一般原則	Q13315―１
コンクリート及びコンクリート構造物に関する環境マネジメント―第２部：システム境界及びインベントリデータ	Q13315―２
地理情報―適合性及び試験	X7105
地理情報―空間スキーマ	X7107
地理情報―地理識別子による空間参照	X7112
地理情報―地理マーク付け言語（ＧＭＬ）	X7136

令和８年10月26日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年10月26日　　国土交通大臣　井林　辰憲

記

確認された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

鉄道用分岐器類の番数	E1301
鉄道用分岐器類	E1303
鉄道用分岐器類の線形	E1304
商用周波数軌道回路式自動列車停止装置の試験方法	E3006
連続誘導式自動列車制御装置の試験方法	E3007
電気踏切遮断機―性能試験方法	E3016
インピーダンスボンド―性能試験方法	E3018
軌道回路装置の耐妨害試験方法	E3022
レール絶縁材料―性能試験方法	E3023
踏切制御システム―システム要求事項	E3061
踏切諸施設―安全色彩	E3701
無線式列車制御システム―第４部：無線システムの性能要求事項決定手順	E3801―４
鉄道車両―用語	E4001
鉄道車両の質量測定方法	E4011
鉄道車両―絶縁抵抗及び耐電圧試験方法	E4014
鉄道車両の冷房及び暖房の温度測定方法	E4015
鉄道車両―電気用図記号	E4017
鉄道車両―換気性能試験方法	E4024
鉄道車両部品―耐湿及び耐水試験方法	E4034
鉄道車両部品―高温及び低温試験方法	E4035
鉄道車両―構成部品―耐候性試験方法	E4037
鉄道車両―車体及び台車―寸法測定方法	E4051
鉄道車両用オイルダンパ―性能通則	E4205
鉄道車両用ばね装置	E4206
鉄道車両用合成制輪子―品質要求	E4309
鉄道車両―車軸強度設計方法	E4501
鉄道車両―電子機器	E5006
鉄道車両―電力変換装置	E5008
鉄道車両―推進軸	E5302
直流電車―線番記号	E6001
通勤電車運転室の設計通則	E6003
鉄道車両―自動列車制御装置及び自動列車停止装置の車上制御装置―試験方法	E6005
鉄道車両―直流主電動機―試験方法	E6101
鉄道車両用電磁継電器通則	E6202
旅客車用空気調和装置の冷暖房容量算出方法	E6603
タンク車	E7101
タンク車用タンクの設計方法	E7102
鉄道車両―旅客車―車体設計通則	E7103
鉄道車両―旅客車用構体―荷重試験方法	E7105
鉄道車両用鋳鉄制輪子の性能試験及び検査方法	E7501

令和８年10月26日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年10月26日　　国土交通大臣　井林　辰憲

記

確認された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

フレッシュコンクリートの洗い分析試験方法	A1112
コンクリートからの角柱供試体の採取方法及び強度試験方法	A1114
フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法（容積方法）	A1118
コンクリートの静弾性係数試験方法	A1149
拘束されたコンクリートの乾燥収縮ひび割れ試験方法	A1151
コンクリートの反発度の測定方法	A1155
ポリマーセメントモルタルの試験方法	A1171
レジンコンクリートの試験方法	A1181
コンクリート用連続繊維補強材の引張試験方法	A1192
コンクリート用連続繊維補強材の耐アルカリ試験方法	A1193
建築構造部分の耐火試験方法	A1304
建築用薄物材料の難燃性試験方法	A1322
建築部位の断熱性―赤外線カメラによる熱画像を用いた熱抵抗及び熱貫流率現場測定方法	A1495
遊戯施設の検査標準	A1701
昇降機の検査標準	A4302
飲料水及び下水事業に関する活動―サービスの評価及び改善に関する指針	Q24510
飲料水及び下水事業に関する活動―下水事業のマネジメントに関する指針	Q24511
飲料水及び下水事業に関する活動―飲料水事業のマネジメントに関する指針	Q24512
航空標識の色	W8301

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

令和８年10月26日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年10月26日　国土交通大臣　井林　辰憲

記

確認された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

造船用語―船体―外ぎ装	F 0013
造船用語（船体編―管ぎ装）	F 0014
造船用語（船体編―試験・工作）	F 0016
造船用語―機関―軸系，プロペラ及びウォータージェット推進装置	F 0024
舟艇用語（舟艇の種類及び運航者）	F 0043
舟艇用語―計器	F 0047
舟艇用語―帆走	F 0048
舟艇用語―機関及び推進装置	F 0049
船舶通風系統図記号	F 0050
造船―バルバスバウ及びサイドスラスタの記号	F 0052
造船―船舶一般配置図記号	F 0053
舟艇用語―運航技術	F 0054
船用機器の英字略語	F 0061
船舶の安全標識	F 0090
舟艇―海上試運転方法	F 0103
小形船の諸管の保温・防熱・防露の施工要領	F 0301
舟艇―電気装置―避雷	F 0303
船用内燃主機関の出力の呼び方及びその定義	F 0401
船舶―機関制御室の空調及び通風基準	F 0408
船用熱交換器計画上の海水温度基準	F 0502
機関部逃し弁の装備及び設定圧力	F 0504
小形船の鋼管使用基準	F 0507
船舶貨物管系用非石綿系ガスケット選定基準	F 0602
船用電気器具のプラスチック選定基準	F 0701
海上試運転機関部試験方法	F 0801
船舶機関室交流電動天井クレーン陸上試験方法	F 0802
中小形船の燃料油系統自動化機器の船内試験方法	F 0803
中小形船の潤滑油系統自動化機器の船内試験方法	F 0804
中小形船の冷却水系統自動化機器の船内試験方法	F 0805
中小形船の空気・ビルジ・清水・サニタリ系統自動化機器の船内試験方法	F 0806
船舶の航海と無線通信機器及びシステム―一般要求事項―試験方法及び試験結果要件	F 0812
船用予備品箱	F 0902
機関部機器類の振動許容値基準	F 0906
舟艇―乗員の落水防止及び再乗艇に関する要求事項	F 1021
舟艇用フローティングジャケット	F 1026
舟艇―遠隔操だ装置	F 1031
舟艇―海水コック及び船体貫通金物―第２部：非金属製	F 1032―２
舟艇―船体構造―スカントリング―第２部：材料：サンドイッチ構造用心材及び補強材	F 1034―２
舟艇―船体構造―スカントリング―第３部：材料：鋼，アルミニウム合金，木材及びその他の材料	F 1034―３
舟艇―船体構造―スカントリング―第４部：製造所及び製造	F 1034―４
鋼板製デッキエンドローラ	F 2004
オープンチョック	F 2006
ムアリングパイプ	F 2007
船用ロープホールカバー	F 2010
フェアリーダ	F 2014
パナマチョック	F 2017
鋼板製小形デッキエンドローラ	F 2020
船用ホリゾンタルローラ	F 2022
水平ローラ付フェアリーダ	F 2026
一点係留用ムアリングパイプ	F 2030
リセス形タグビット	F 2052
船用一般ダビット	F 2103
船用一般クレーン	F 2104
船用荷役フック	F 2105
船用小荷重荷役トッピングブラケット	F 2206
船用小荷重荷役グースネックブラケット	F 2207
船用鋼製非風雨密戸	F 2305
船用ちょう形締付金物	F 2312
水密滑り戸	F 2314
鋼製風雨密一枚戸	F 2318
鋼製風雨密小形ハッチ	F 2321
タンククリーニングホールカバー	F 2331
マッシュルーム通風筒	F 2407
船用足掛け	F 2601
鋼製垂直はしご	F 2602
鋼製甲板はしご	F 2603
小形船用鋼製船側はしご	F 2605
貨物船―手すり	F 2607
鋼製ワーフラダー	F 2612
アルミニウム製ショアギャングウエイ	F 2613
ブルワークラダ	F 2614
船舶及び海洋技術―救命艇用なわばしご	F 2617
船側はしご	F 2621
パイロットラダー用船側はしご	F 2622
小形船用簡易船側歩み板	F 2623
アルミニウム船―アルミニウム合金製手すり	F 2624
船用クロスビット	F 2804
ドレンプラグ	F 3006
アンカー	F 3301
ブイシャックル	F 3306
アンカーストッパ	F 3307
アンカーブイ	F 3308
小形アンカーストッパ	F 3310
チェーンストッパ	F 3406

船用オーバルアイプレート	F 3410
船用リングプレート	F 3412
船用ホーンクリート	F 3414
船用ガイクリート	F 3416
船用シーブ	F 3418
船用スイベル付ロープガイ鋼製滑車	F 3419
船用荷役鋼製滑車	F 3421
船用切欠き滑車	F 3422
船用信号旗滑車	F 3425
船用鋼帯木製滑車	F 3426
船用荷役ころ軸受入り鋳鋼製滑車	F 3428
船用荷役ころ軸受入り鋼板製滑車	F 3429
船用ワイヤソケット	F 3432
船における繊維ロープの使用基準	F 3434
船用荷役つり索ニッパ	F 3435
船用小形鋼製滑車	F 3443
船用消防おの	F 3610
縄ばしご	F 3612
傾斜計	F 3613
造船上向き作業用アシストスーツ	F 3651
船用トグルピン	F 3905
船用鎖ひも	F 3906
船用鎖ひもＳ形環	F 3907
船用鎖ひもアイプレート	F 3908
船用内燃主機関陸上試験方法	F 4304
舟艇―スタート―イン―ギヤープロテクション―装備基準	F 4323
舟艇―プッシュプルコントロールケーブル	F 4325
舟艇―推進機遠隔操作装置	F 4326
舟艇―船外機関―携帯用燃料装置	F 4327
舟艇―ガソリン機関の火炎逆流制御	F 4328
船用小形プロペラ取付部テーパ１：10	F 4801
造船―船用プロペラ―製作許容差―第１部：直径2.5mを超えるプロペラ	F 4802
造船―船用プロペラ―製作許容差―第２部：直径0.8m以上2.5m以下のプロペラ	F 4803
船用小形プロペラ取付部テーパ１：16	F 4804
中小形船の自動スラッジ排出形油清浄機の船内試験方法	F 6602
ムアリングウインチ	F 6709
ウインドラス	F 6714
船用油圧かじ取機工場試験方法	F 6720
船用油圧かじ取機用油圧ポンプ工場試験方法	F 6721
船用配管の識別	F 7005
管系保温―防熱基準	F 7008
船舶機関部管系用ガスケット及びパッキン使用基準	F 7102
船用機関入口用潤滑油管系及び燃料油管系のこし器	F 7103
船体付ディスタンスピース	F 7131
船用油こしの金網の使用基準	F 7207
船用単式油こし	F 7209
船用平形サイトグラス	F 7234
船舶及び海洋技術―船用油タンク非常遮断弁	F 7399
船用燃料油タンク及び潤滑油タンク非常遮断弁遠隔遮断装置	F 7456
船用燃料油タンク及び潤滑油タンク非常遮断弁空気式遠隔遮断装置	F 7457
船舶機関部予備品	F 7601
船舶機関部装備品	F 7602
船用５Ｋ銅合金管フランジ	F 7804
船用鋼製溶接スリーブ式管継手	F 7810
船用電気器具の振動検査通則	F 8006
船用電気照明器具通則	F 8008
船用電気設備―第202部：システム設計―保護	F 8063
船用電気設備第301部機器―発電機及び電動機	F 8064
船用電気設備第304部機器―半導体コンバータ	F 8067
船用電気設備―第401部：装備基準及び完成試験	F 8072
船用電気設備第203部システム設計―可聴及び可視信号	F 8078
船用電気設備第204部システム設計―電動及び電動油圧操だ装置	F 8079
船用電気設備及び電子機器―電磁両立性（ＥＭＣ）―金属製船体の船舶	F 8081
船用電気設備―リチウム二次電池を用いた蓄電池設備	F 8102
舟艇―電気機器―リチウム二次電池を用いた蓄電池設備	F 8103
船用防水形照明器具―作業灯，壁付灯，信号灯及び手さげ灯	F 8414
船用蛍光灯安定器	F 8431
船用プロペラ軸回転計―電気式及び無接触式	F 8521
電気式ラダーアングルインジケータ	F 8522
船用隔壁・甲板用電線貫通金物	F 8802
船用防水形小形接続箱	F 8821
冷凍コンテナ用防水形ソケットアウトレットボックス	F 8837
船舶及び海洋技術―船用音響測深装置	F 9401
船用気象ファクシミリ受信機	F 9601
船舶及び海洋技術―真船首方位信号伝達装置	F 9605
船用電気式圧力発信器	F 9704
船用発電装置のパワーマネージメントシステム	F 9800

告示

最低賃金の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月26日

埼玉労働局長　田平　浩二

第４号中「１時間1,152円」を「１時間1,207円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月26日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第４号中「１時間1,180円」を「１時間1,235円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

法務省告示配第百六十一号

栃木県小山市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十一月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、小山市役所又は宇都宮地方法務局栃木支局に照会すること。

令和八年十月二十六日

法務大臣　山下　貴司

栃木県下都賀郡寒川村二十九番地　海老沼嘉源次

法務省告示配第百六十二号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十月二十六日

法務大臣　山下　貴司

氏　名　野村　泰司

生年月日　千九百六十八年八月二十六日

法務省告示配第百六十三号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十月二十六日

法務大臣　山下　貴司

氏　名　姜　聲振

生年月日　千九百七十二年十二月十八日

法務省告示配第百六十四号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第十七条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

令和八年十月二十六日

法務大臣　山下　貴司

一　指定を受けた者

氏　名　姜　聲振

二　生年月日　千九百七十二年十二月十八日

三　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項第一号に掲げる者がアメリカ合衆国カリフォルニア州において有し、又は有した法

公　告

諸　事　項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は令和８年11月24日までに中国財務局理財部金融監督第３課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20271001137②村木　　昇③村木　　昇④山口県宇部市東平原２丁目９－32

令和８年10月26日

中国財務局長　若原　幸雄

迫川上流土地改良区役員の就任の公告

宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和８年10月26日

東北農政局長　永井　春信

就任

役職	氏名	住所
理事	髙橋　義雄	宮城県栗原市一迫字三口新町３番地

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第３０１６２号

東京都港区赤坂二丁目３番５号

申立人　株式会社東京スター銀行

本籍千葉県松戸市古ケ崎四丁目３５８６番地５

最後の住所千葉県松戸市古ケ崎四丁目３５８６番地の５

死亡の場所千葉県松戸市

死亡年月日令和７年１０月８日

出生の場所福島県相馬郡小高町

出生年月日昭和１０年１０月９日

職業　不明　　被相続人　亡　佐藤　善意

事務所千葉県松戸市新松戸４－５０　新松戸Ｕビル３０１号室　新松戸綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　國分　玲名

催告期間満了日　令和９年５月１８日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第３０１７２号

千葉県流山市平和台１－１－１

申立人　流山市長　井崎　義治

本籍千葉県流山市大字西深井１１２番地２

最後の住所千葉県流山市大字西深井１１２番地の２

死亡の場所千葉県流山市

死亡年月日推定令和６年９月１６日

出生の場所静岡県熱海市

年月日昭和４２年２月１３日

職業　不明　　被相続人　亡　中島　貢

事務所千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷４－８－１　平安ビル３０２号室　かまがや総合法律事務所

清算人　弁護士　川田　真範

催告期間満了日　令和９年５月１８日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第４０３６６号

神戸市中央区加納町６丁目５番１号

申立人　神戸市建築住宅局長　増田　匡

本籍　兵庫県神戸市兵庫区兵庫町二丁目２番

最後の住所　神戸市兵庫区兵庫町２丁目２番２６号

死亡の場所　兵庫県神戸市中央区

死亡年月日　平成28年5月15日

出生の場所　兵庫県神戸市林田区

出生年月日　昭和７年3月8日

職業　不明　被相続人　亡　佐々江　ツヤ子

神戸市中央区中町通２丁目１番１８号　JR神戸駅NKビル６階　方円法律事務所

相続財産清算人　弁護士　遠藤　創史

催告期間満了日　令和9年５月６日

神戸家庭裁判所

令和８年（家）第９０１３号

新潟県新潟市東区浜谷町１－１２－２８

申立人　樋渡　士自夫

本籍秋田県横手市十文字町梨木字海道下３番地１

最後の住所秋田県横手市十文字町梨木字海道下３番地２

死亡の場所秋田県横手市

死亡年月日令和７年５月13日

出生の場所秋田県平鹿郡増田町

出生年月日昭和37年８月21日

職業無職

被相続人　亡　北嶋　忠良

秋田県横手市十文字町字曙町26番地

相続財産管理人　小川　達

催告期間満了日　令和９年５月28日

秋田家庭裁判所横手支部

令和８年（家）第８１１８８号

大阪府高槻市上田辺町３番２９号

申立人　特定非営利活動法人権利擁護たかつき

本籍大阪府吹田市山田西２丁目９番

最後の住所大阪府吹田市原町４丁目６番１０号（２０５）

死亡の場所大阪府吹田市

死亡年月日令和８年５月１６日

出生の場所大阪府大阪市天王寺区

出生年月日昭和４８年８月２０日

職業　無職　　被相続人　亡　太田　賢司

住所　大阪市中央区北浜３－６－２２淀屋橋ステーションワン１７階

相続財産清算人　弁護士　臼田　亮太

催告期間満了日　令和９年５月２７日

大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８０２５１号
埼玉県北本市朝日二丁目２３８番地
申立人　ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人
本籍長野県諏訪市大字上諏訪８９８７番地１４
最後の住所埼玉県北本市朝日２丁目２３８番地ワコーレＲＧ北本Ａ－４０６
死亡の場所埼玉県北本市
死亡年月日推定令和３年１１月８日
出生の場所長野県諏訪市
出生年月日昭和４４年４月１３日
職業不明　被相続人　亡　小野　泰司
事務所さいたま市緑区道祖土３－１７－２３浅香経営法律事務所
相続財産清算人　弁護士　浅香　健
催告期間満了日　令和９年５月２９日
さいたま家庭裁判所

令和８年（家）第８０４５１号
埼玉県上尾市大字原市４０００番地７
申立人　小川　直孝
本籍埼玉県さいたま市見沼区大字片柳１０９７番地
最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字片柳１２９８番地敬寿園
死亡の場所埼玉県さいたま市見沼区
死亡年月日令和８年５月９日
出生の場所埼玉県北足立郡片柳村
出生年月日昭和６年７月１５日
職業無職　被相続人　亡　関口　サダ子
事務所埼玉県さいたま市大宮区宮町１－３６見留ビル５階Ａ　小泉・池田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　池田　克志
催告期間満了日　令和９年５月２９日
さいたま家庭裁判所

令和８年（家）第７１７７号
福岡県福岡市中央区舞鶴３丁目２番５号
申立人　磯　訓康
本籍福岡県糸島市篠原東１丁目631番地14
最後の住所福岡県糸島市前原中央２丁目10番53号
死亡の場所福岡県糸島市
死亡年月日令和８年２月１日
出生の場所福岡県小倉市
出生年月日大正15年２月21日
職業無職　被相続人　亡　荒巻　黎子
事務所　福岡県福岡市中央区舞鶴３丁目６番23－305号
相続財産清算人　司法書士　野中　哲郎
催告期間満了日　令和９年５月14日
福岡家庭裁判所

令和８年（家）第１１７６号
和歌山市金谷１７１－３
申立人　金谷　友司
本籍和歌山県紀の川市中津川５３７番地
最後の住所和歌山県紀の川市中津川５３７番地
死亡の場所和歌山県紀の川市
死亡年月日令和８年８月７日
出生の場所和歌山県那賀郡粉河町
出生年月日昭和１６年１月１日
職業　無職　被相続人　亡　西野　公敏
住所　和歌山市三番丁７７番地桝谷司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　桝谷　知樹
催告期間満了日　令和９年５月３１日
和歌山家庭裁判所

令和８年（家）第４０３０１号
札幌市白石区菊水元町７条２丁目９番35号
申立人　藤光　照雄
本籍北海道札幌市西区発寒11条11丁目１番
最後の住所札幌市白石区菊水元町７条２丁目９番34号ウイスタリア・ライト202号
死亡の場所北海道札幌市白石区
死亡年月日推定令和８年３月20日
出生の場所北海道根室市
出生年月日昭和36年１月２日
職業無職　被相続人　亡　野村　孝弘
事務所札幌市中央区南１条西11丁目　コンチネンタルビル６階　弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　森川　雄介
催告期間満了日　令和９年５月24日
札幌家庭裁判所

令和８年（家）第２０３１号
山形市城南町１丁目１番１号
申立人　山形県信用保証協会
本籍東京都渋谷区恵比寿西２丁目42番地
最後の住所山形県酒田市松原南23番地の13　サンライズコーポ202号
死亡の場所山形県酒田市
死亡年月日令和７年11月28日
出生の場所北海道室蘭市
出生年月日昭和37年９月６日
職業不明　被相続人　亡　冨樫　浩之
事務所　山形県酒田市千石町１丁目８番15号
相続財産清算人　弁護士　新井野直樹
催告期間満了日　令和９年５月10日
山形家庭裁判所酒田支部

令和８年（家）第３０２５７号
埼玉県三郷市中央１－２－１　ザ　ライオンズ三郷中央９０７
申立人　佐竹　邦夫
本籍東京都中央区京橋三丁目１番地
最後の住所千葉県柏市豊四季１１２番地の６３フラワーヒル２１０号
死亡の場所千葉県柏市
死亡年月日令和８年４月２９日
出生の場所東京都渋谷区
出生年月日昭和１８年８月２５日
職業不明　被相続人　亡　佐竹　秀夫
事務所　千葉県松戸市松戸１２８６－２　Ｍ．Ｃｒｅｓｔａ７階　松戸法律事務所
相続財産清算人　弁護士　宇都宮　貴士
催告期間満了日　令和９年５月２９日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第３００６０号
広島県三原市宮浦六丁目11番９号
申立人　川中　成人
本籍広島県三原市幸崎能地一丁目22番地
最後の住所広島県三原市幸崎能地一丁目30番30号
死亡の場所広島県三原市
死亡年月日令和７年６月16日
出生の場所大阪府大阪市大正区
出生年月日昭和10年11月19日
職業無職　被相続人　亡　川中　静江
住所広島県三原市幸崎渡瀬２番10号
事務所広島県三原市城町一丁目25番６号　三原マリンビル３階
相続財産清算人　司法書士　椛山　正宣
催告期間満了日　令和９年５月12日
広島家庭裁判所尾道支部

令和８年（家）第５０８８号
神奈川県横須賀市小川町１１番地
申立人　横須賀市長　上地　克明
本籍千葉市若葉区若松町４８５番地
最後の住所神奈川県横須賀市長井三丁目１２番地２１
死亡の場所神奈川県横須賀市
死亡年月日平成１０年９月１６日
出生の場所千葉市千葉
出生年月日昭和６年８月２９日
職業　不明　被相続人　亡　足立　美惠子
事務所　神奈川県横須賀市日の出町１丁目４番１２号中央ハイツ１０１
相続財産清算人　弁護士　中川　広夢
催告期間満了日　令和９年５月１０日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和　８年（家）第３００４５号
広島県安芸郡熊野町初神１－18－13
申立人　上長　孝司
本籍広島県安芸高田市高宮町来女木2602番地
最後の住所広島県安芸高田市高宮町来女木2602番地
死亡の場所広島県安芸高田市
死亡年月日令和８年５月14日
出生の場所広島県高田郡高宮町
出生年月日昭和34年９月３日
職業無職　被相続人　亡　中原　誠二
広島県庄原市中本町１－３－１渡辺ビル２階
相続財産清算人　弁護士　三浦　益隆
催告期間満了日　令和９年５月31日
広島家庭裁判所三次支部

令和７年（家）第５００６号
岡山県倉敷市中島201番地５
申立人　吉原　利行
本籍岡山県倉敷市中島201番地５
最後の住所岡山県倉敷市中島201番地５
死亡の場所岡山県倉敷市
死亡年月日令和６年２月１日
出生の場所樺太大泊郡深海村
出生年月日昭和11年10月29日
職業不詳
被相続人　亡　吉原　貞彦
岡山県倉敷市浜町１丁目11番21号
相続財産清算人　弁護士　保津　大輔
催告期間満了日　令和９年５月10日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和８年（家）第９１４９号
静岡県静岡市葵区駿河町１番70号
申立人　社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
本籍静岡県三島市富士ビレッジ19番
最後の住所静岡県三島市富士ビレッジ34番18号
死亡の場所静岡県三島市
死亡年月日令和７年12月11日
出生の場所静岡県浜松市
出生年月日昭和30年２月11日
職業不明　被相続人　亡　山本　雅久
静岡県沼津市吉田町23番７号　坂部法律事務所
相続財産清算人　弁護士　坂部　利夫
催告期間満了日　令和９年５月10日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和８年（家）第３０２０５号
千葉県鎌ケ谷市初富本町一丁目９番３６号
申立人　河本　龍五
本籍東京都江戸川区東小岩二丁目１番
最後の住所千葉県松戸市五香南１丁目６番地の１４
死亡の場所千葉県千葉市美浜区
死亡年月日令和８年３月２２日
出生の場所東京都墨田区
出生年月日昭和３０年７月３１日
職業　無職　　被相続人　亡　白川　正志
事務所千葉県鎌ケ谷市初富本町一丁目９番３６号
相続財産清算人　司法書士　河本　龍五
催告期間満了日　令和９年５月１日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第６０３３号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍群馬県みどり市大間々町大間々128番地10
最後の住所群馬県桐生市新里町新川3903番地１
死亡の場所群馬県桐生市
死亡年月日推定令和７年12月14日
出生の場所群馬県桐生市
出生年月日昭和47年９月６日
職業不明　　被相続人　亡　松井　直人
事務所群馬県桐生市元宿町４番７号　元宿ビル２Ｆ
相続財産清算人　司法書士　木口　光弘
催告期間満了日　令和９年５月２日
前橋家庭裁判所桐生支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（へ）第３号
京都市上京区日暮通下長者町下る秤口町160番地
申立人　石田　充代
権利の届出の終期　令和９年１月15日
令和８年９月29日　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴　土地　京都市上京区日暮通出水上る秤口町160番
宅地　158.45平方メートル
⑵　登記年月日番号　京都地方法務局明治34年６月３日受付第4051号
⑶　登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　明治34年５月31日契約
借賃　１月４円50銭
支払期　２ケ年３月分支払済
存続期間　明治36年７月25日
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　京都市上京区一条通浄福寺東入北新在家町
持分２分の１
吉田　喜三郎
京都市上京区浄福寺通中立売上る東西俵屋町
持分２分の１
中家　熊治郎

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第１４９３号
東京都八王子市大谷町277番地８
申立人　木村　裕之
本籍新潟県三条市田島一丁目2240番地
最後の住所東京都清瀬市旭が丘５丁目１番６－405号
不在者　坪田　力藏
昭和16年６月12日生
届出期間満了日　令和９年２月１日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第１５７号
長野市青木島町大塚1145番地２
申立人　高梨　秀芳
本籍長野県長野市青木島町大塚1145番地２
最後の住所長野県長野市青木島町大塚1145番地の２
不在者　高梨　良子
昭和16年９月10日生
届出期間満了日　令和９年２月１日
長野家庭裁判所

令和　８年（家）第　　１２７号
三重県伊勢市大湊町530-7
申立人　木田　好典
本籍三重県鳥羽市坂出町60番地
最後の住所三重県鳥羽市坂手町1064番地77
不在者　木田百合代
昭和43年8月21日生
届出期間満了日　令和9年2月1日
津家庭裁判所　伊勢支部

令和８年（家）第２０３９号
北海道苫小牧市有明町１丁目２番37号　山本方
申立人　磯崎　眞弓
本籍北海道苫小牧市有明町１丁目２番地６
最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町４丁目12番２号　マイン南吉祥寺Ⅱ202
不在者　山本　　聡
昭和33年10月21日生
届出期間満了日　令和９年２月１日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第１７２号
愛知県名古屋市昭和区菊園町２丁目７番地１　ラウア・ミコト法律事務所
申立人　不在者佐藤稲子不在者財産管理人　牧野　洋逸
本籍愛知県豊橋市多米中町三丁目２番地１
最後の住所愛知県豊橋市多米中町三丁目２番地の１（18－305）
不在者　佐藤　稲子
昭和19年８月12日生
届出期間満了日　令和９年２月１日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和８年（家）第２１６号
奈良県奈良市富雄北一丁目18番Ａ－205号
申立人　高橋ゆかり
本籍愛知県豊橋市旭町字旭196番地
最後の住所愛知県豊橋市旭町字旭196番地
不在者　加藤　佳克
昭和33年１月17日生
届出期間満了日　令和９年２月１日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

失踪宣告

令和　７年（家）第　　３０１号
本籍佐賀県小城市三日月町樋口595番地３
最後の住所佐賀県小城市三日月町樋口595番地３
不在者　武富　昌子
昭和35年２月24日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
佐賀家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第６１２号
本籍福岡県福岡市西区姪の浜五丁目2692番地２
最後の住所3535　Ｓｔｉｎｅ　Ｒｄ．Ｂａｋｅｒｓｆｉｅｌｄ，ＣＡ　アメリカ合衆国
不在者　清水　ハツ子
昭和11年10月16日生
令和８年９月15日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第４５５号
本籍大阪府大阪市港区市岡元町二丁目１１番地
最後の住所大阪市生野区南生野町五丁目１３５番地
不在者　難波　龍三
昭和20年4月8日生
令和8年9月30日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第１４５号
本籍　岡山県倉敷市下津井２丁目923番地
最後の住所　岡山県倉敷市下津井２丁目７番38号
不在者　牧野　幹太
昭和35年７月29日生
令和８年９月30日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所児島出張所　裁判所書記官

令和７年（家）第９２９号
本籍青森県むつ市川守町５４６番地
最後の住所千葉県千葉市若葉区貝塚町４番地１　ネオポート東千葉１０３号
不在者　岡村　聡
昭和３１年８月２９日生
令和８年９月１９日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第５４０号
本籍千葉県八千代市萱田２２５５番地３２
最後の住所千葉県八千代市高津５１９番地９
不在者　平野　八千代
昭和１７年２月２８日生
令和８年９月１８日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和８年（家）第１４９号
本籍東京都豊島区西池袋三丁目33番
住所千葉県市川市国府台３－１－20第２小宮荘210号
申立人（失踪者）　佐藤　貴紀
昭和42年４月16日生
令和８年９月25日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

令和８年（家）第２３４号
本籍群馬県前橋市上佐鳥町８８３番地
住所群馬県前橋市上佐鳥町８８３番地
申立人（失踪者）　関口　幸一
昭和43年５月７日生
令和８年９月25日失踪宣告取消審判確定
前橋家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第２９７３号
本籍愛媛県宇和島市下波４２８３番地
住所大阪市西淀川区佃５－８－３０新和建設株式会社内
申立人（失踪者）　上田　音文
昭和34年6月5日生
令和8年9月26日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和８年（ヘ）第５号
大阪市平野区加美東４丁目14番25号
申立人　田中　榮二
申立人法定代理人成年後見人　倉橋　忍
権利を争う旨の申述の終期　令和８年９月29日
令和８年９月30日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＡＥ79530
金額　321,479円
支払人　大阪信用金庫平野支店
支払地　大阪市
振出日　令和７年３月21日
振出地　大阪市
振出人　武井淳一
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第８４１号
千葉県柏市高田1394番地10
債務者　株式会社Ｒｉｃｈｎｅｓｓパートナー
代表者代表取締役　北川　一斗
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　優木
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前10時
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８５０号
千葉県流山市三輪野山２丁目20番地の２
債務者　染谷内装株式会社
代表者代表取締役　染谷　一也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤吉　彬
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時20分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４２４号
相模原市中央区陽光台２丁目３番９号
債務者　矢島建設株式会社
代表者代表取締役　矢嶋　久生
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢尾　覚史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第８８５号
千葉県流山市美田69番地488
債務者　荒井産業株式会社
代表者代表取締役　荒井美知子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　祐佳
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時30分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８９９号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山３丁目11番28号
債務者　アイコーグラビヤ株式会社
代表者代表取締役　戸塚　則和
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋上　正樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時20分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７４４号
川崎市川崎区観音２丁目15番２号
債務者　イワオ塗研株式会社
代表者代表取締役　入稲福　金
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　幸次郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時15分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８１３号
川崎市川崎区観音２丁目15番２号
債務者　ＫａｎｄＣ株式会社
代表者代表取締役　入稲福　金
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　幸次郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時15分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２６０４号
横浜市金沢区富岡東５丁目４番19―202号
債務者　株式会社ＴＭ　ｃｏｍｐａｎｙ
代表者代表取締役　池谷　昌規
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　智
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３６２号
静岡県浜松市中央区楊子町199番地の４レイランディービレッジＤ棟
債務者　株式会社ＨＡＮＡ花
代表者代表取締役　内藤　千夏
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳詰　雄一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３２９号
群馬県伊勢崎市東上之宮町810番地５
債務者　株式会社宮田畜産
代表者代表取締役　宮田　春美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９５号
山形県西置賜郡飯豊町大字椿4496番地
債務者　合同会社エムシーキャピタル・エイト
代表者代表社員　後藤　幸平
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　哲
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第９６号
山形県西置賜郡飯豊町大字椿4494番地
債務者　まちづくりきらりいいで株式会社
代表者代表取締役　後藤　幸平
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　哲
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時45分
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１０号
北海道斜里郡清里町字上斜里874番地
債務者　エムケー食品株式会社
代表者代表取締役　川筋　　守
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒永　　毅
4　破産債権の届出期間　令和９年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時45分
釧路地方裁判所網走支部破産係

令和８年（フ）第１６３５号
さいたま市大宮区仲町一丁目29番地１
債務者　株式会社りすたーと
代表者代表取締役　柳本　治雄
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２３５３号
名古屋市守山区東禅寺802番地　ヴィアラッテア302号
債務者　サカイ株式会社
代表者代表取締役　酒井　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　友信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４８６号
埼玉県川口市芝新町16番21―１号
債務者　合同会社アシスト
代表者代表社員　竹下　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒生　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５９９号
埼玉県入間郡三芳町上富1549番地15
債務者　有限会社新永プロセッシング
代表者取締役　石井　　章
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塩　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時40分
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６１号
福岡県筑後市大字古島602―１
債務者　特定非営利活動法人聖英福祉会
代表者理事　野口　　元
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻原　知明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時５分
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第２２９４号
横浜市保土ケ谷区宮田町１丁目３番３号キャピタル天王町602
債務者　有限会社濱咲組
代表者取締役　中野　政輝
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時50分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３２６号
大阪府守口市寺方錦通２丁目10―３シャトー寺浦203
債務者　株式会社長谷川工務店
代表者代表取締役　川角　信雄
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４１３号
大阪市西区阿波座１丁目14―６―706号室
債務者　合同会社Ｌｚ
代表者代表社員　服部　良平
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　式森　達郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２２号
愛知県新城市川路字夜燈29番地172
債務者　株式会社大英
代表者代表取締役　古瀬　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８９２号
横浜市港北区箕輪町２丁目15番１号
債務者　大洋金属工業株式会社
代表者代表清算人　原田　政吾
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若田　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時40分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１号
茨城県古河市谷貝1145―５、商業登記簿上の本店所在地茨城県猿島郡境町2281番地
債務者　株式会社ＳＩ商事
代表者代表取締役　柴崎　恭亮
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風見　美瑠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第２３６５号
名古屋市名東区代万町１丁目41番地の１
債務者　ＴＥＺｅｎｔｅｒｐｒｉｓｅ株式会社
代表者代表取締役　横張　志穂
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田　幸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９９３号
大阪府富田林市向陽台三丁目１番１号
債務者　株式会社雅フーズ
代表者代表取締役　東本　雅至
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福塚　圭恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２１６号
山形市八日町１丁目１番31号
債務者　株式会社志鎌園
代表者代表取締役　志鎌　秀人
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　三之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時15分
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９３号
富山市開671番地
債務者　株式会社イブキ
代表者代表取締役　若宮　健二
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂木　寿和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５２５０号
大阪市鶴見区横堤４丁目２番14号１階
債務者　株式会社ＴＡ－ＢＯホールディングス
代表者代表取締役　城間　辰裕
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２５２号
沖縄県国頭郡宜野座村字松田96番地
債務者　合同会社ＴＡ－ＢＯファーム
代表者代表社員　城間　辰裕
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３７３号
東京都港区六本木７丁目７番７号　Ｔｒｉ－ＳｅｖｅｎＲｏｐｐｏｎｇｉ　８階
債務者　ガイアファンディング株式会社
代表者代表取締役　屈　　文馨
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波里　好彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７１２号
大阪市大正区平尾３丁目12番４号
債務者　有限会社坂東工業
代表者代表取締役　坂東　必勝
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　和也
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５６号
大阪市北区中津３丁目17番14号
債務者　株式会社ミノオ
代表者代表取締役　原田　　充
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　龍哉
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３８２号
大阪市東住吉区今川７丁目４番26号
債務者　フジイ・カラーリプロ株式会社
代表者代表取締役　藤井　淳治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　竜一
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４２８号
大阪市住吉区千躰２丁目８番９号
債務者　有限会社Ｋ・ｃｏｍｐａｎｙ
代表者取締役　木下　昌憲
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生川典晃
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第９５２号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字金沢21番地48
債務者　板井　遼太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤今日平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７５号
鹿児島県薩摩川内市東向田町２番６号
債務者　坂本　慎之介
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口友一朗
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１４５２号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目25番10号　ＪＵ　ＧＬＯＢＡＬ　ＰＡＬＡＣＥ303号
債務者　柳井　孝裕
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　雄介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時40分
6　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５６５号
兵庫県尼崎市名神町１丁目18番22号　プリエール名神尼崎　708、前住所大阪市西淀川区姫島３丁目３番26号　リバーサイドヴィラ姫島620号
債務者　小林商店こと　小林　克己
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰巳　裕規
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２４６号
神奈川県中郡二宮町山西159番地の36
債務者　保田　圭一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山辺　直義
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２４７号
神奈川県中郡二宮町山西159番地の36
債務者　保田真奈美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山辺　直義
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６９６号
千葉県浦安市北栄２丁目１番11号　金子ハイツＡ（102）
債務者　上田しげ美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古谷　　徹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７３２号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区１棟404号
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　大輔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３３号
千葉市花見川区み春野２丁目３番11号
債務者　近藤　俊介
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　菜摘
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６２号
千葉県八千代市上高野916番地10
債務者　江崎　　直
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　豊
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３０号
千葉県習志野市鷺沼台３丁目20番４号
債務者　大野麻姫子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　東生
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６２４号
千葉県市川市国府台５丁目25番20―306号（ミキハイム国府台弐番館）
債務者　那須　翔太
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　真郷
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８０号
神奈川県大和市南林間４－６－２　コーポ南林間101、住民票上の住所千葉県袖ケ浦市長浦駅前８丁目７番地２
債務者　安藤　美和
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　啓輔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１８１号
千葉県木更津市八幡台１丁目２番９号
債務者　太田　幸博
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　秀夫
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１６０５号
千葉市若葉区西都賀４丁目11番36号
債務者　豊島　　充
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好生
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３０８号
岡山県小田郡矢掛町西川面2062番地
債務者　鳥越　保則
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　麻衣
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１２３号
福島県いわき市泉町滝尻字加賀前38番地の１
債務者　井坂　正英
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯﨑　泰三
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第５３３号
神奈川県伊勢原市高森1193番地の１　クリオ愛甲石田壱番館503号
債務者　横田　裕之
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１９４８号
名古屋市北区山田３丁目13番10号
債務者　長谷川　新祐
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝江　優美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５０３号
愛知県碧南市岬町１丁目３番地　Ｓｕｎ　Ｒｉｓｅ岬102号室、旧住所愛知県高浜市神明町２丁目３番地39　メゾンミレニアム102
債務者　三角　孝輔
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　和之
4　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２１４号
金沢市彦三町２丁目１番13号　彦三テアトルハイツ３Ｃ号、従前の住所金沢市涌波１丁目８番９号
債務者　本谷　裕二
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　明子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時35分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０６４号
広島県廿日市市平良２丁目６―25ハイネス101、住民票上の住所広島市南区東雲本町２丁目16番20―408号
債務者　井関　篤志
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮城　直大
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７４２４号
東京都世田谷区経堂２丁目６―12　フォーブル長島Ｂ―102
債務者　五十嵐　和幸
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４２６号
東京都足立区南花畑３丁目11―14　プランタン六町102
債務者　鳥丸　綾華
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４２７号
東京都練馬区豊玉北５丁目12―10―104
債務者　芦本　裕也
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４２８号
東京都練馬区関町南２丁目25―８―105
債務者　小谷　敏一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４３１号
東京都足立区谷在家１丁目19―７―802
債務者　伊原はるか
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４３２号
東京都足立区足立３丁目33―７―102
債務者　石原真由美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４５１号
埼玉県八潮市緑町２丁目19―23―210
債務者　小畑　雅人
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４５３号
東京都目黒区中町２丁目32―７―202
債務者　岡野　智美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４５４号
東京都江戸川区一之江３丁目27―11　ウーヴリエ２　302
債務者　長谷川　浩
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４５６号
東京都江戸川区東葛西６丁目８―19　第７アラタビル202
債務者　小林志乃美（旧姓桜田）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４５７号
東京都大田区多摩川２丁目24―26―1710
債務者　佐伯　　歩（旧姓松本）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４６０号
東京都大田区東矢口１丁目４―12―208
債務者　大嶋　玲美（旧姓持田）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４７４号
東京都練馬区豊玉上１丁目17―３―101
債務者　棚原　竜児
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４８０号
東京都中央区佃２丁目２―11―204
債務者　須賀　康介
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４８１号
東京都荒川区町屋６丁目27―３―601
債務者　土濱古都音
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４８３号
東京都足立区足立３丁目32―８―403
債務者　吉川　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４８５号
東京都大田区中央１丁目４―９―205
債務者　マーンガヤ　ジェフリ
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４８６号
東京都足立区谷中３丁目８－16－101
債務者　石川　宏香
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４８７号
東京都墨田区京島１丁目13－３－102　曳舟ヴィレッヂＡ館
債務者　市川　　満
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４９０号
東京都国立市谷保7091番地のニ－203
債務者　上田　博美（旧姓堀川）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５０２号
東京都八王子市大塚418－２　第２弥生荘Ａ号
債務者　岩元　正輝
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５０５号
埼玉県東松山市箭弓町３丁目５－19－201
債務者　田本真梨奈
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５０７号
東京都板橋区相生町23番４－205
債務者　山本　秀昭
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５０８号
東京都港区白金１丁目25－２－201
債務者　月村　栄基
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５１７号
東京都板橋区上板橋３丁目27－８－401
債務者　原田　洋一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５５７号
東京都北区滝野川３丁目75－15－519
債務者　渡井　　栄
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４３０号
東京都中野区若宮２丁目50－３－101
債務者　白井　浩人
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４５２号
東京都港区南麻布１丁目５－30－705
債務者　葛生　晃子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４８４号
東京都板橋区大谷口北町30－９－202
債務者　沖山　千春
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５０４号
埼玉県さいたま市大宮区上小町464　大宮やわらぎ苑
債務者　赤穂　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４５７号
大阪市港区港晴３丁目２番22号　デイズハイツ港晴　501号
債務者　大石恵莉子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和７年（フ）第１０６９号
千葉県流山市おおたかの森西１丁目３番地の２　ラグゼナ流山おおたかの森901
破産者　大久保知誉（旧姓森本）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１７５号
千葉県柏市南柏２－３－１　Ｕｒｅｓｉｄｅｎｃｅ南柏302、住民票上の住所千葉県柏市豊町２丁目２番８－201号
破産者　森田　康徳
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２２８号
宮城県柴田郡大河原町大谷字山崎121番地６
破産者　奥山　守一
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第５１５２号
京都市伏見区淀際目町335番地
破産者　株式会社オーバル
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３７４号
兵庫県姫路市網干区興浜907番地133
破産者　株式会社シントテック
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１５４６号
東京都東村山市久米川町１丁目32番地17
破産者　松倉　達夫
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１５５２号
東京都小金井市本町四丁目15番２号
破産者　株式会社日本公害管理センター
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６６０号
東京都八王子市上壱分方町130番地10
破産者　宮川　里香
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２３９号
金沢市玉鉾四丁目164番地
破産者　ムラサワ印刷有限会社
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２１号
兵庫県たつの市御津町釜屋９―17
破産者　株式会社御津ホーム
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第２０４号
北九州市小倉北区城内４番２―502号
破産者　株式会社めぐみ電設
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和８年（フ）第１５号
相模原市南区相模台１丁目２番６号　マンションケイコム201
破産者　前田　正司
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第２２６号
愛知県江南市村久野町鳥附１番地２　グレースタウン江南Ａ棟202号、前住所愛知県江南市村久野町鳥附１番地２　グレースタウン江南Ｄ棟205号
破産者　皆見　大介
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第２７１号
愛知県稲沢市小沢一丁目10番14号　ＧＡＲＴＥＮ　Ｂ106
破産者　高御堂湧人
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第２４５６号
北海道北広島市美咲き野２丁目８番地３
破産者　浅里　　恵
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１１６号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠2152番地の24、前住所神奈川県川崎市幸区南加瀬１丁目１番６―105号　パークイン夢見ケ崎
破産者　日永　隆志
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和７年（フ）第１１４号
岡山県総社市久代504番地２
破産者　樋口　裕昭
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第３２５号
愛知県稲沢市高御堂一丁目21番２号
破産者　祖父江曉彦
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第１０３号
岡山県倉敷市中島1666番地１　メルヴェイユ110、転居前の住所岡山県倉敷市中島1990番地２
破産者　三宅　恵美
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第１２７号
兵庫県尼崎市築地４丁目５番15号
破産者　川岸　慎弥
１　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
２　一般調査期日　令和８年12月17日午前11時30分
令和８年10月13日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１５３号
広島県福山市幕山台二丁目23番21号
破産者　有限会社インテリアアティック
１　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
２　一般調査期日　令和９年１月19日午前11時30分
令和８年10月13日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１５４号
広島県福山市大門町六丁目９番４－104号
破産者　近藤　佳代
1　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
2　一般調査期日　令和９年１月19日午前11時30分
令和８年10月13日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１２８０号
札幌市東区北41条東９丁目１番１号
破産者　藤原　茂宏
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和８年12月23日午前10時30分
令和８年10月14日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３１１５号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番２－1003号
破産者　菊田　　正
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和８年12月14日午後１時30分
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２１３号
千葉市緑区誉田町１－139－６　レオパレスヴェルドミールイマイ105号室、住民票上の住所千葉県市原市ちはら台東７丁目７番地18
破産者　鈴木　清治
1　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
2　一般調査期日　令和９年１月19日午後２時
令和８年10月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７１号
神奈川県海老名市国分寺台１丁目16番８－２号
破産者　松井　秀和
1　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
2　一般調査期日　令和９年１月20日午後２時10分
令和８年10月15日
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５７号
大阪府東大阪市今米１丁目20番34号
破産者　安部　謙三
1　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
2　一般調査期日　令和９年１月14日午後３時30分
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３９４号
大阪府守口市京阪本通２丁目16番21号寺田ビル
破産者　株式会社マトリクス
1　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
2　一般調査期日　令和８年12月21日午後２時50分
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３９５号
大阪府枚方市山之上５丁目27番45号
破産者　有限会社マウントファイブ
1　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
2　一般調査期日　令和８年12月21日午後２時50分
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０８号
長崎県佐世保市柚木元町2554番地１　シャルムメゾン柚木210
破産者　平井　直美
1　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
2　一般調査期日　令和９年１月８日午後１時30分
令和８年10月13日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第８７号
鹿児島県出水郡長島町鷹巣2929－３、住民票上の住所鹿児島県出水郡長島町鷹巣672番地１
破産者　宮路　成宏
1　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
2　一般調査期日　令和８年12月15日午前10時50分
令和８年10月13日
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第６８３号
京都府向日市上植野町堂ノ前５番地の３　イトーピア向日　704
破産者　山田　千尋
1　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
2　一般調査期日　令和９年１月13日午後１時15分
令和８年10月15日
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４４５号
埼玉県川越市富士見町16番地11
破産者　片井佐知子
1　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
2　一般調査期日　令和９年１月27日午後２時50分
令和８年10月14日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３４７号
静岡市駿河区中島659番地の１　ラハイナＡ205、旧住所静岡県藤枝市下当間25番地の２
破産者　久保田良祐
1　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
2　一般調査期日　令和９年１月19日午前10時
令和８年10月14日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８２３号
札幌市中央区南６条西12丁目1301番地３　モデナシアン606号
破産者　西川　一章
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午前10時30分
令和８年10月14日
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１０３２号
大阪市浪速区元町１丁目５番７号
破産者　スカラー株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年２月４日午後３時
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２２８９号
大阪市中央区平野町２丁目５番８号
破産者　株式会社ビクターエナジー
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月18日午後１時50分
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６６７２号
大阪府高槻市牧田町12番21号、開始決定時大阪府茨木市春日１丁目１番19号
破産者　山田　幸作
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月21日午後２時10分
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６７号
函館市神山３丁目50番24号　コーポアリスＡ102号室
破産者　大山　佳織
1　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
2　一般調査期日　令和９年１月21日午前10時20分
令和８年10月15日　函館地方裁判所

令和８年（フ）第９８号
鹿児島県志布志市松山町新橋6394番地、前住所鹿児島県鹿屋市輝北町上百引3438番地１茶屋元団地105号
破産者　福元　洋平
1　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
2　一般調査期日　令和９年１月21日午前11時30分
令和８年10月15日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第３号
山形県酒田市大宮町３丁目６番10号
破産者　高橋　賢治
1　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
2　一般調査期日　令和８年12月７日午後２時30分
令和８年10月15日　山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第１１１７号
堺市南区御池台１丁27番13－101号
破産者　相場　隆幸
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和８年12月22日午前11時30分
令和８年10月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３５５号
大阪市平野区瓜破４丁目１番３―703号
破産者　實森　康訓
１　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
２　一般調査期日　令和８年12月17日午後１時40分
令和８年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第１１号
島根県益田市匹見町紙祖イ113番地１
破産者　有限会社河野建設
１　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
２　一般調査期日　令和８年12月22日午前11時30分
令和８年10月15日　松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第９５２号
埼玉県蕨市塚越五丁目41番10号
破産者　新日本科学機器株式会社
１　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
２　一般調査期日　令和９年１月13日午後４時
令和８年10月15日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第５７１９号
大阪市北区豊崎１丁目８番11号
破産者　ＦＫ株式会社
１　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
２　一般調査期日　令和９年１月14日午後２時
令和８年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７７６号
大阪府大阪狭山市東野西三丁目786番地の６
破産者　株式会社Ｌｅａｄ
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年２月２日午前10時30分
令和８年10月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１７９号
高知市若草町15番５号　グリーネ101
破産者　髙橋　祥也
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年１月22日午後１時30分
令和８年10月16日　高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１０６号
広島県三原市本郷町南方5143―２、住民票上の住所広島県三原市本郷南６丁目12番９号
破産者　戸田　雅泰
１　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
２　一般調査期日　令和９年１月15日午前10時10分
令和８年10月16日　広島地方裁判所尾道支部

債権者集会招集

令和６年（フ）第５７１９号
大阪市北区豊崎１丁目８番11号
破産者　ＦＫ株式会社
１　期日　令和９年１月14日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第１４６号
宮崎市清武町今泉甲136番地３　第５メゾン半九13号
破産者　鍋倉　幸一
異議申述期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月16日　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９７号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名1172番地１
シャーメゾンマリネス101号、前住所宮崎市佐土原町西上那珂6998番地
破産者　児玉喜代子
異議申述期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月16日　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０５９号
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　株式会社Ｇ企画
代表清算人　田中章夫
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２０５５号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　株式会社ＫＦ
代表清算人　荒道　泰之
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第５号
富山市上袋１００番地１アピタ富山店２Ｆ
清算株式会社　株式会社北陸エンタープライズ
１　決定年月日　令和8年10月7日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所民事部

更生計画不認可

令和８年（ミ）第２号
東京都中央区日本橋堀留町一丁目１０番１４号
更生会社　株式会社ライフビジネスウェザー
１　決定年月日　令和８年１０月８日
２　主文　本件更生計画を認可しない。
３　理由の要旨
管財人が提出した更生会社に係る本件更生計画案は、決議に付されて可決された。
しかしながら、本件更生計画案は、租税等の請求権につき本税及び保険料並びに更生手続開始決定日の前日までの延滞金等の合計額の９１％に相当する金額の免除を受ける内容を含んでいるところ、その徴収の権限を有する者の同意を得ているとは認められない。
したがって、本件更生計画案は会社更生法１６９条１項の要件を満たさず、法令の規定に適合しないというべきであるから、同法１９９条２項１号の要件に該当するとは認められない。そして、その法令の違反の程度、更生会社の現況その他一切の事情を考慮しても本件更生計画案を認可しないことが不適当とは認められない。
４　更生計画の要旨（省略）
東京地方裁判所民事第２０部

管財人辞任

令和８年（ミ）第２号
東京都中央区日本橋堀留町一丁目１０番１４号
更生会社　株式会社ライフビジネスウェザー
管財人白樫俊成は令和８年１０月８日辞任した。
東京地方裁判所民事第２０部

管財人選任

令和８年（ミ）第２号
東京都中央区日本橋堀留町一丁目１０番１４号
更生会社　株式会社ライフビジネスウェザー
主文　管財人として
東京都港区虎ノ門１－１－２０虎ノ門実業会館８階
元木・上野法律事務所
上野　保を選任する。
令和８年１０月８日
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

令和８年（再）第１号
静岡県富士市日乃出町３８番地
再生債務者　株式会社鈴和観光
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　静岡県富士市伝法２８７８番地の２０
弁護士法人杉山法律事務所　弁護士　杉山　利朗
令和8年10月8日
静岡地方裁判所富士支部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１８号
兵庫県宝塚市武庫川町５番15―1301号
再生債務者　吉村　　進
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再イ）第５１号
埼玉県春日部市不動院野1484番地12
再生債務者　大林　　慶
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第６３号
埼玉県越谷市レイクタウン２丁目２番地１
グランシーバⅡ201
再生債務者　大前明日香（旧姓須藤）
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第５７号
岐阜県郡上市八幡町旭125番地13
再生債務者　岡田　和彦
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第５６号
愛知県一宮市南小渕字道島83番地　レオパレス小渕106号
再生債務者　佐藤　達也
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第２４号
神戸市西区玉津町出合343番地の12
再生債務者　檜垣　潤一
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第２１２号
札幌市白石区南郷通９丁目南１番22―103号
再生債務者　白石　隼士
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第３４号
青森市東大野１丁目12番地10
再生債務者　菊池　和也
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第４２号
青森県下北郡東通村大字白糠字下馬坂31番地１
再生債務者　西山　芳樹
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第４５号
青森市富田５丁目19番38号
再生債務者　成田　美佳
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第２３号
青森県八戸市大字鮫町字高岩６番地２
再生債務者　林　　孝志
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和８年（再イ）第２４号
青森県八戸市大字大久保字長沢８番地67
再生債務者　慶長　寿之
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和８年（再イ）第２５号
青森県八戸市小中野七丁目５番22号　レオパレスセブンシー205
再生債務者　小山　秀樹
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和８年（再イ）第５０号
神奈川県秦野市平沢26番地の20
再生債務者　船坂　　学
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年11月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第４３号
長崎県長崎市戸石町681番地220　ＭＯＤＥＲＮ　ＰＡＬＡＺＺＯ戸石Ｅ102
再生債務者　赤司　竜也
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第６号
長崎県南島原市南有馬町乙2431－７
再生債務者　松本　　歩
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
長崎地方裁判所島原支部再生係

令和８年（再イ）第８９号
千葉県野田市木野崎1661番地の12
再生債務者　三戸　弘康
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第１１５号
千葉県松戸市幸田５丁目122番地　ハーツデール102号
再生債務者　西塚　　巧
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第１０４号
千葉県松戸市栄町７丁目516番地　エスポワール暁602号
再生債務者　湯川　信明
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第２３号
神奈川県三浦市初声町和田1692番地21
再生債務者　菅原　竜太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第２５号
広島県福山市平成台８番７号
再生債務者　上椙　洋紀
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再イ）第９６号
福岡県遠賀郡芦屋町江川台20番１―304号
オアシス芦屋、前住所北九州市小倉南区南方２丁目６番３―102号
再生債務者　村上　雅貴
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１３１号
北九州市戸畑区東大谷３丁目８番21号
再生債務者　長野　幸恵
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１７号
福岡県京都郡苅田町松原町５番地１（プレステージ・デル・さくら1001号）
再生債務者　山鹿　沙貴
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
福岡地方裁判所行橋支部再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第４７号
横浜市戸塚区深谷町677番地10
再生債務者　浅沼　本也
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月16日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１４号
岩手県北上市和賀町横川目14地割81番地
再生債務者　菊池　育恵
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（再イ）第２号
秋田県由利本荘市石脇字田尻野２番地74
再生債務者　藤井　篤
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
秋田地方裁判所本荘支部再生係

令和８年（再イ）第３号
秋田県由利本荘市石脇字山ノ神11番地484
アネックス結愛102号室
再生債務者　田丸　裕幸
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
秋田地方裁判所本荘支部再生係

令和７年（再イ）第８４号
茨城県鉾田市舟木51番地287　フェニックス舟木11号棟
再生債務者　箕輪亜沙里
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日　水戸地方裁判所

令和８年（再イ）第１０２号
埼玉県新座市野火止八丁目16番61―４号
再生債務者　前野　祐希
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第６２号
埼玉県越谷市大沢3190番地３
再生債務者　中西修一朗
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月22日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第１５２号
名古屋市名東区八前１丁目210番地の２
再生債務者　濵口　昌也
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第７４号
愛知県岡崎市竜美大入町２丁目１番地13
再生債務者　齋藤　廉
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第１５号
山形県東根市本丸西２丁目２番10号
再生債務者　小山　泰弘
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日　山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１２号
静岡県田方郡函南町平井1250番地の16
再生債務者　秋山　桂介
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第１０６号
名古屋市北区東味鋺１丁目2301番地の３
再生債務者　渡邊亜希子
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第３０号
佐賀県多久市南多久町大字下多久2118番地27
再生債務者　谷口　春美
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第２０号
愛知県江南市般若町東山261番地
再生債務者　石原　真
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第１１号
北海道苫小牧市青雲町２丁目23番４号
再生債務者　黒川　正博
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（再イ）第１９号
群馬県高崎市石原町2048番地　ベルヴュー高崎Ｂ209号
再生債務者　近藤　　翔
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（再イ）第３４号
福井市下天下町第20号17番地１
再生債務者　東山　瑞惠
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日　福井地方裁判所

令和８年（再イ）第３０９号
大阪府東大阪市長堂３丁目24番６号　エスポアール布施　505号
再生債務者　橋詰留美子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３１６号
大阪府吹田市広芝町４番27―405号（前住所大阪府吹田市原町２丁目24番17―204号）
再生債務者　小川　　寛
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３５９号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―246号
再生債務者　小阿彌　毅
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１７号
堺市東区北野田125番地４
再生債務者　ＳＢ商会こと　梅北　耕司
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第５８号
大阪府藤井寺市大井４丁目12番６号
再生債務者　蓑毛　孝明
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第７号
福井県小浜市甲ケ崎第25号13番地
再生債務者　森田　拓真
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
福井地方裁判所敦賀支部再生係

令和８年（再イ）第１１号
群馬県太田市本町33番10号
再生債務者　栗原　一雄
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月15日　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第６８号
京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字高橋20番地の１
再生債務者　長谷川祐一
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月16日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第２号
熊本県菊池市七城町砂田1470番地３
再生債務者　美麗　秀美
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月16日
熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

令和８年（再イ）第３号
熊本県菊池市七城町砂田1470番地３
再生債務者　美麗　直子
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月16日
熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

令和８年（再イ）第１０１号
神戸市灘区鶴甲２丁目11番４―105号
再生債務者　松本　竜風
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月５日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第７５号
岡山市北区今七丁目11番５号　リベールＡ棟207号
再生債務者　藤岡　順治
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月５日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第２４号
福岡県中間市中尾４丁目１番１―805号
再生債務者　奥山　廣幸
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月５日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２１号
鳥取県西伯郡大山町下市855番地36
再生債務者　角　　久之
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月６日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日　鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（再イ）第１２１号
北九州市若松区東二島２丁目23番13号
再生債務者　岡野　大樹
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月６日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（再イ）第１２２号
北九州市若松区東二島２丁目23番13号
再生債務者　岡野　萌夏
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月６日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第６９号
北九州市八幡西区星和町11番23号
再生債務者　岩本　成暁
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月６日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１２号
広島県呉市広中新開２丁目12番36号
再生債務者　下勝　達也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日　広島地方裁判所呉支部

令和８年（再イ）第２号
山口県防府市大字下右田448番地の12
再生債務者　吉村　隆志
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日
山口地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第４号
山口県下関市大字安岡1478－１　住宅型有料老人ホームひまわり安岡（住民票上の住所）
山口県長門市油谷伊上10438番地３
再生債務者　松村みゆき　保佐人　弁護士法人サリュ
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日　山口地方裁判所萩支部

令和８年（再イ）第２４号
青森市金沢２丁目５番16号
再生債務者　藤田　郁子
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第２８号
青森市大字浦町字奥野346番地21
再生債務者　横濵　繁
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
青森地方裁判所民事部再生係

令和７年（再イ）第１１１号
広島市安佐南区長束西２丁目４番17―206号
再生債務者　三谷　隆朗
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第３６号
千葉県我孫子市湖北台２丁目３番４号
再生債務者　鈴木　雅士
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月14日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第１４号
鳥取県米子市上福原６丁目５番11号
再生債務者　藤本　健一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月15日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第２６号
大阪市城東区諏訪２丁目５番29号
再生債務者　谷川　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再ロ）第５号
兵庫県姫路市広畑区東新町３丁目53番地１　クリーンピア夢前川歌野橋204号
再生債務者　寺谷　貴幸
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第２号
大阪府南河内郡河南町さくら坂３丁目10番17号
再生債務者　米田由理子（旧姓塩崎）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再ロ）第６号
北九州市門司区松原１丁目12番13号
再生債務者　村上　淳一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再ロ）第１号
三重県津市一志町田尻48番地５　メゾンイナホＢ202
再生債務者　川村　英之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　津地方裁判所再生係

令和８年（再ロ）第４号
長野市上松３丁目16番12号
再生債務者　髙橋　良輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
長野地方裁判所民事部再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第２号
神奈川県平塚市大神五丁目３番58号
申立人　正安寺
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）神奈川県川崎市川崎区日進町10番地２ひさ美36号
所在等不明共有者　髙梨　修一
届出期間満了日　令和９年２月９日
令和８年10月９日
水戸地方裁判所麻生支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　鹿嶋市大字明石字久保山
地番　565番16
地目　原野
地積　528平方メートル
（所在等不明共有者持分32分の１）

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第９号

長野市大字大豆島８３９番地１
申立人　町田　佑介
最後の住所　長野市大字鶴賀権堂町２２６７番地
所有者　亡浦沢悦子相続人亡浦沢アイ子相続財産
（不動産登記記録上の所有者）長野市大字大豆島８３８番地　浦沢　悦子
届出期間満了日　令和８年１２月８日
令和８年１０月８日
長野地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　長野市大字大豆島字中島
地番　８３８番１
地目　宅地
地積　７２．７２平方メートル
２　所在　長野市大字大豆島字中島８３８番地１
家屋番号　８３８番１
種類　居宅
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
床面積　１階　３６．４０平方メートル
２階　３１．０５平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１３号

愛知県半田市成岩東町77番地
申立人　株式会社七番組
住所・居所　不明
所有者　共有惣代安藤栄吉
住所・居所　不明
所有者　共有惣代松田兵三郎
届出期間満了日　令和8年12月9日
令和8年10月9日
名古屋地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　小牧市大字大草字上之山
地番　1519番
地目　墓地
地積　433平方メートル
所有者　共有惣代安藤栄吉
２　所在　小牧市大字大草字上之山
地番　1489番
地目　宅地
地積　72.72平方メートル
所有者　共有惣代松田兵三郎

令和８年（チ）第３０３５号

東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
申立人　東京都知事　小池百合子
住所・居所　不明
（亡福田功の最後の住所）東京都大田区池上１丁目35番20号
所有者　亡福田功相続財産
届出期間満了日　令和８年12月８日
令和８年10月９日
東京地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　東京都大島町野増字間伏
地番　９７番
地目　宅地
地積　１６４．４９平方メートル

令和８年（チ）第２号

北海道樺戸郡新十津川町字中央２０番地７８
申立人　新十津川土地改良区
申立人代表者理事長　阪口　徳幸
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所（最後の住所））北海道樺戸郡新十津川町字学園２７番地８９
所有者　田中　誠四郎
届出期間満了日　令和８年１２月７日
令和８年１０月８日
札幌地方裁判所滝川支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　樺戸郡新十津川町字学園
地番　２７番４５
地目　田
地積　１２３８７平方メートル
２　所在　樺戸郡新十津川町字学園
地番　２７番２４７
地目　田
地積　１４６３平方メートル
３　所在　樺戸郡新十津川町字学園
地番　２７番２４９
地目　田
地積　３２７平方メートル

令和８年（チ）第１８号

京都府宇治市琵琶台三丁目16番地の8
申立人　株式会社ｐｌｕｍ．ｖｉｌｌａｇｅ
住所・居所　不明
（商業登記簿上の住所）名古屋市北区平安二丁目21番74号
（不動産登記記録上の住所）名古屋市北区報徳町50番地
所有者　ＥＣＯ・ＨＯＵＳＥ株式会社
（不動産登記記録上の商号）シヤンホーム株式会社
届出期間満了日　令和8年12月9日
令和8年10月9日
名古屋地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　春日井市下津町字丸野
地番　731番6
地目　雑種地
地積　35平方メートル
２　所在　春日井市下津町字丸野
地番　731番14
地目　雑種地
地積　194平方メートル

令和８年（チ）第９号

神奈川県厚木市寿町２丁目１番８－1002号
申立人　山下　桂代
住所・居所　不明
最後の住所　神奈川県厚木市元町10番７号
所有者　濱田　佳枝
届出期間満了日　令和8年12月９日
令和8年10月9日
横浜地方裁判所小田原支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　厚木市南町
地番　55番48
地目　宅地
地積　215.84平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月十五日
掲載頁　一三四頁（号外第二二六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月十五日
掲載頁　一三五頁（号外第二二六号）
令和八年十月二十六日
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町六番地
（甲）株式会社ロングバアリー
代表取締役　長谷　和雄
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町六番地
（乙）株式会社ロングバアリーホール
ディングス
代表取締役　長谷　和雄

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及びＺの最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十六日
掲載頁　二頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月
掲載頁　五十二頁（号外第二二一号）
令和八年十月二十六日
東京都港区新橋三丁目三番一三号
（甲）株式会社ジャンプコーポレーション
代表取締役　芦田　政和
東京都港区新橋三丁目三番一三号
（乙）株式会社Ｒａｂｂｉｔ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
代表取締役　芦田　政和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月九日

掲載頁　四頁

令和八年十月二十六日

東京都港区芝浦三丁目九番一号芝浦ルネサイトタワー六階

（甲）合同会社ちゅうぎんエナジー1号

代表社員　株式会社ちゅうぎんエナジー1号

職務執行者　横山正一郎

東京都港区芝浦三丁目九番一号芝浦ルネサイトタワー六階

（乙）株式会社ちゅうぎんエナジー1号

代表取締役　延崎　悠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.zenet-web.co.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年九月八日

掲載頁　六十頁（号外第二〇〇号）

令和八年十月二十六日

東京都豊島区南池袋二丁目三〇番一七号朝日生命南池袋ビル二F

（甲）株式会社ゼネット

代表取締役　四元　一弘

東京都豊島区南池袋二丁目三〇番一七号

（乙）株式会社ゼネット・ホールディングス

代表取締役　四元　一弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月二十八日

掲載頁　五十九頁（号外第一九二号）

令和八年十月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号

（甲）Ｓｈｉｎｗａ　Ｗｉｓｅ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　米田　岳

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルディング

（乙）Ｓｈｉｎｗａ　Ａｕｃｔｉｏｎ株式会社

代表取締役　高橋　健治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至八の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至八は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙三乃至八）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年八月三日

掲載頁　六頁

（乙一及び乙二）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十六日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー四九階

（甲）フーリハン・ローキー株式会社

代表取締役　野々宮律子

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー四九階

（乙一）ＧＡ合同会社

代表社員　フーリハン・ローキー・ジャパン合同会社

職務執行者　野々宮律子

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー四九階

（乙二）ＧＢ合同会社

代表社員　フーリハン・ローキー・ジャパン合同会社

職務執行者　野々宮律子

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー四九階

（乙三）株式会社ＢＩＺＩＴ

代表取締役　野々宮律子

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー四九階

（乙四）ＧＣＡヘルスケア株式会社

代表取締役　野々宮律子

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー四九階

（乙五）ＧＣＡパートナーズ株式会社

代表取締役　野々宮律子

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー四九階

（乙六）ＧＣＡテクノベーション株式会社

代表取締役　野々宮律子

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー四九階

（乙七）ＨＬサクセション株式会社

代表取締役　二戸　弘幸

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー四九階

（乙八）フーリハン・ローキー・ジャパン株式会社

代表取締役　藤野　隆太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十六日

東京都港区六本木三丁目二番一号六本木グランドタワー

（甲）パシフィコ・エナジー・ストレージ2号合同会社

代表社員　ピーイー・デベロップメント・ジーピー・エルエルシー

職務執行者　松尾　大樹

東京都港区六本木三丁目二番一号六本木グランドタワー

（乙）ＰＥ　ＯＩＴＡ合同会社

代表社員　一般社団法人ＰＥ大分ＢＥＳＳ

職務執行者　松尾　大樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十日

掲載頁　七十六頁（号外第二三〇号）

令和八年十月二十六日

東京都世田谷区代沢五丁目一八番四号

（甲）株式会社アイプライム

代表取締役　井田裕一郎

東京都世田谷区太子堂四丁目三〇番四号

（乙）株式会社平山建築設計

代表取締役　井田　輝美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://agent.hybrid-technologies.jp/news/

（乙）https://hbc.hybrid-technologies.co.jp

令和八年十月二十六日

東京都港区西新橋一丁目一九番一〇号

（甲）株式会社ハイブリッドテックエージェント

代表取締役　窪田　陽介

東京都中野区本町三―三一―一一Ｄａｉｗａ中野坂上ビル六Ｆ

（乙）株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティング

代表取締役　稲津　暢

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告いたします。

効力発生日は令和九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　二九六頁（号外第一四三号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十二日
掲載頁　一五九頁（号外第一三六号）

令和八年十月二十六日
東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号
（甲）ホッカン株式会社
代表取締役　池田　孝資
北海道小樽市色内三丁目一番一号
（乙）北海製罐株式会社
代表取締役　池田　孝資
東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号
（丙）株式会社日本キャンパック
代表取締役　池田　孝資

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://xico.co.jp/public-notices/
（乙）https://cd-s.co.jp/public-notices/

令和八年十月二十六日
東京都港区海岸三丁目七番一八号
（甲）株式会社ＸＩＣＯ
代表取締役　黒田　明臣
岩手県盛岡市北松園一丁目一一番一六号
（乙）株式会社ＣＡＲＤＳ
代表取締役　猿川　哲朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十日
掲載頁　七十四頁（号外第二三〇号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十六日
富山県南砺市小又三一一番地
（甲）株式会社ぬく森の郷
代表取締役　東島　徹
富山県南砺市小又三一一番地
（乙）有限会社南蟹谷
代表取締役　東島　徹

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項の規定により、株主総会の承認決議を経ずに合併いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　京都新聞（朝刊）
掲載の日付　令和八年六月二十六日
掲載頁　五頁

（乙）掲載紙　京都新聞（朝刊）
掲載の日付　令和八年六月二十六日
掲載頁　五頁

令和八年十月二十六日
京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二六〇番地
（甲）株式会社京都新聞ホールディングス
代表取締役　大西　祐資
京都市中京区東洞院通夷川上る三本木五丁目四九三番地
（乙）株式会社京都新聞プロパティーズ
代表取締役　大西　祐資

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　七十八頁（号外第二三一号）

令和八年十月二十六日
大阪府八尾市八尾木三丁目七番地
（甲）株式会社富士工業所
代表取締役　平尾　悠貴
大阪府八尾市八尾木三丁目七番地
（乙）富士ハイツ株式会社
代表取締役　平尾　貴英

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目一三番四号幡ヶ谷中央ビル地下一階　名称アサヒ幡ヶ谷2号店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月十五日
掲載頁　一三九頁（号外第二二六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月十五日
掲載頁　一三九頁（号外第二二六号）

令和八年十月二十六日
東京都港区新橋三丁目一二番三号
（甲）株式会社メビウス
代表取締役　谷村　大策
東京都江東区森下二丁目二番八号
（乙）株式会社ナショナル企業
代表取締役　鄭　泰秀

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の一般投資者向け有価証券等投資事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月十九日
掲載頁　六十四頁（号外第二二九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月十九日
掲載頁　五十九頁（号外第二二九号）

令和八年十月二十六日
東京都港区虎ノ門一丁目二番八号
（甲）株式会社フィールド・パートナーズ
代表取締役　長澤　泰輔
東京都港区虎ノ門一丁目二番八号
（乙）株式会社フィールドパートナーズ
インベストメント
代表取締役　長澤　泰輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在長野県上田市秋和字立石三三一番地一　名称がちゃぼん上田店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月十五日
掲載頁　一四二頁（号外第二二六号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月十五日
掲載頁　二頁

令和八年十月二十六日
長野県東御市本海野一五二四番地
（甲）株式会社アメニティーズ
代表取締役　金本　朝樹
愛知県豊橋市花中町五六番地
（乙）株式会社立岩
代表取締役　大山　鐘慶

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のアルミナ関連事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第二項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　一八九頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　一六七頁（号外第一四五号）

令和八年十月二十六日
大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目六番一七号
（甲）朝日化学工業株式会社
代表取締役社長　内田　義男
大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目六番一七号
（乙）住化アルケム株式会社
代表取締役社長　渡部　知之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の淡路営業所における警備事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十三日
掲載頁　三頁

令和八年十月二十六日
兵庫県南あわじ市神代國衙一六八八番地の二
（甲）コスモセキュリティ淡路株式会社
代表取締役　藤原　保
神戸市北区藤原台北町一丁目一番一号
（乙）コスモセキュリティー株式会社
代表取締役　西本　学

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金属加工に関する製造・製作事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十四日
掲載頁　八十五頁（号外第二五一号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月十四日
掲載頁　四頁

令和八年十月二十六日
福岡市南区向野二丁目一〇番二五号
（甲）日創プロニティ株式会社
代表取締役　大里　和生
福岡県飯塚市目尾三九五番地一五
（乙）株式会社ワタナベテクノス
代表取締役　大里　和生

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社茉莉（住所　東京都文京区大塚四丁目四六番五―一四〇二）に対して当社の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十六日
東京都文京区大塚四丁目四六番五―一四〇二
有限会社ワイ・エム・オー
代表取締役　五十嵐増太郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する飯島製本株式会社（住所　大阪府八尾市上尾町四丁目一番二号）に対して当社の八尾工場（住所：大阪府八尾市上尾町四丁目一番二号）における製本事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月十四日
掲載頁　九十五頁（号外第二〇四号）

令和八年十月二十六日
名古屋市中区栄二丁目三番一号
飯島製本株式会社
代表取締役　脇田　峰輝

組織変更公告

当社は、令和八年十月十三日開催の社員総会の決議により、株式会社に組織変更いたします。

効力発生日は令和八年十二月四日であり、組織変更後の商号は㈱ＶＥＳＳＥＬｓとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十六日
東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目五二番一二号一〇一
ＶＥＳＳＥＬ合同会社
代表社員　大森　健矢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十六日
東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階
合同会社プルーラルワークス
代表社員　池内　孝啓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十六日
東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビルＳＣＳ国際税理士法人内
ＨＤＨＰ合同会社
代表社員　フイ・ホアン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十六日
東京都日野市百草一二五六番地の二四
Ｄｐｒｏ合同会社
代表社員　結城　大悟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＯｆｆｉｃｅＭａｙｙとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十六日
神奈川県横浜市鶴見区馬場二丁目二四番一七―二号　合同会社ＯｆｆｉｃｅＭａｙｙ
代表社員　龔　怡明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十六日
神奈川県横須賀市汐入町五丁目三八番地
合同会社Ａｎａｓｔａｒｇｉａ
代表社員　井上　颯太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十六日
神戸市中央区小野柄通七丁目一番一八号
アルヴォスホールディング合同会社
代表社員　アルヴォス・ユングストローム・ゲーエムベーハー
職務執行者　ブッハー・ヘルベルト・ルーカス

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十六日
福岡県久留米市藤光一丁目一四番一二号
合同会社楽しい介護研究所
代表社員　宮本冨美代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十六日

熊本市中央区水前寺公園五番一一―一一〇一号

合同会社あじさい１

代表社員　竹下　剛史

効力発生日変更公告

左記会社は、令和八年十一月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年十一月三十日に変更いたしましたので公告します。

令和八年十月二十六日

東京都中央区晴海一丁目八番一二号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＺ二三階

（存続会社）コアグローバルマネジメント株式会社

代表取締役　中野　正純

東京都中央区晴海一丁目八番一二号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＺ二三階

（消滅会社）羽田ホテルマネジメント合同会社

代表社員　コアグローバルマネジメント株式会社

職務執行者　太田　富成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年十月十五日

掲載頁　一三六頁（号外第二二六号）

令和八年十月二十六日

福島県二本松市根崎一丁目二四一番地

東邦ゴム工業株式会社

代表取締役　本郷　義之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://aeonfoodstyle.com/company/

令和八年十月二十六日

東京都江東区東陽二丁目二番二〇号

株式会社イオンフードスタイル

代表取締役　平田　炎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三〇七頁（号外第一〇〇号）

令和八年十月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸の内永楽ビルディング

ハウデン・リー・ジャパン株式会社

代表取締役　多田健太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三〇七頁（号外第一〇〇号）

令和八年十月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸の内永楽ビルディング

ハウデンブローカーズジャパン株式会社

代表取締役　相部　卓也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://hivelab.com/jp

令和八年十月二十六日

東京都港区六本木七丁目二一番二四号三〇二室

株式会社ＨＩＶＥＬＡＢ

代表取締役　李　炫雨

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円減少し一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和八年十月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十七日

掲載頁　四十二頁（号外第九十一号）

令和八年十月二十六日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号

ＧＭＯ　Ｏｎｅ　Ｃａｒｄ株式会社

代表取締役　神原　大槻

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億三千四百八十三万三千六百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/906598/announces

令和八年十月二十六日

東京都千代田区麹町三丁目五番地二ビュレックス麹町

Ｄｉｒｅａｖａ株式会社

代表取締役　竹内　優志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十六日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

ＣＯＲＥホールディングス株式会社

代表取締役　東　郁弥

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千六百九十三万八千二百五十円減少し三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和八年十月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月二十一日

掲載頁　一五三頁（号外第一六一号）

令和八年十月二十六日

横浜市港北区新横浜二丁目一三番地一三

株式会社中央エンジニアリング

代表取締役　石田　豊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年十月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十六日

静岡県静岡市駿河区大谷三八〇〇番地の二八五

有限会社トーカイ

取締役　渋谷　玉恵

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fng-financial-results.uh-oh.jp

令和八年十月二十六日

東京都世田谷区上野毛四丁目二七番二二号

株式会社For the Next Generation

代表取締役　横田　昌史

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十一億一千六百八十八万七千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一五三頁（号外第一四五号）

令和八年十月二十六日

横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

ランドマークタワー一二階

株式会社Ｎ　Ｂａｔｏｎ　Ｃｏｍｐａｎｙ

代表取締役　久保田　令

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二千八百十六万五千二百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月十九日

掲載頁　五十六頁（号外第二二九号）

令和八年十月二十六日

長崎市横尾二丁目四番二六号

株式会社ＭＹＫ企画

代表取締役　宮崎　康

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千六百三十五万九千九百二十六円、資本準備金の額を一億四千六百三十五万九千九百二十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　一四二頁（号外第一三三号）

令和八年十月二十六日

札幌市北区北二十一条西十二丁目北海道産学官協働センター

株式会社エヌビィー健康研究所

代表取締役　髙山　喜好

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行及び新株予約権の行使により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を十四億五千八百五十九万七千九百二円、資本準備金の額を十四億五千八百五十九万七千九百一円減少し、それぞれ一千万円、四千二百五十一万五千五百一円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月六日

掲載頁　七十五頁（号外第一七七号）

令和八年十月二十六日

東京都千代田区紀尾井町三番六号

ＨＲクラウド株式会社

代表取締役　中島　悠揮

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円減少し、資本準備金の額を一億二千五百万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十二日

掲載頁　一〇五頁（号外第一〇五号）

令和八年十月二十六日

東京都港区南青山三丁目一番七号青山コンバルビル二階　ｗｐｄジャパン株式会社

代表取締役　海野　俊幸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千八百九十三万三千七百五円、資本準備金の額を四千八百九十三万三千七百四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月九日

掲載頁　一七二頁（号外第二二三号）

令和八年十月二十六日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一六番一五号

ＥＢＩＳＵ　ＷＥＳＴ三階

ＤＥＮＨＡＭ　ＴＨＥ　ＪＥＡＮＭＡＫＥＲ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　根岸　洋明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千五百六十五万円減少し、資本準備金の額を一億三千五百六十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十一日

掲載頁　八十七頁（号外第二三一号）

令和八年十月二十六日

大阪府八尾市山本町北三丁目一番二八号

森田殖産株式会社

代表取締役　森田　規子

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十月二十六日

東京都世田谷区上用賀四丁目二二番二三号

株式会社Advanced AI Partners

代表取締役　麹池　貴彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十六日

埼玉県富士見市大字東大久保三〇九番地

島田建設株式会社

代表取締役　島田　敏郎

限定承認公告

本籍山梨県韮崎市中田町小田川二二番地、最後の住所山梨県笛吹市春日居町鎮目一六五一番地五サンライフ春日居六〇七号

被相続人　亡　細田　政博

右被相続人は令和七年九月三日死亡し、その相続人は令和八年九月十六日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都文京区音羽一丁目一六番八―一三〇一号

限定承認者　石井　澄夫

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所大阪府八尾市永畑町三丁目二番三―一〇〇七号

被相続人　亡　藤本由松こと　李　由松

右被相続人は令和七年十一月二十三日死亡し、その相続人は令和八年十月十五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪府八尾市老原五丁目二二五―一グリーンコート一〇五

限定承認者　藤本英雄こと　李　英雄

限定承認公告

本籍兵庫県三木市緑が丘町中三丁目一番地八、最後の住所兵庫県三木市緑が丘町中三丁目一番地の八　被相続人　亡　池田健四郎

右被相続人は令和八年五月二十六日死亡し、その相続人は令和八年十月十六日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日

奈良県生駒市北大和二丁目一九番地一〇

限定承認者　池田貴日止

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年十月二十六日

岐阜県岐阜市神田町六丁目一一番地一

カンダまちおこし株式会社

代表取締役　田代　達生

組織変更及び資本準備金の額の減少公告

当社は、合同会社に組織変更すること及び資本準備金の額を十六億九千六百七万二千百二十九円減少することにいたしました。

組織変更後の商号は合同会社バンカーズ・クラウドクレジット・ファンディングとします。

組織変更の効力発生日は令和九年一月一日、資本準備金の額の減少の効力発生日は令和八年十二月一日です。

これらに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://holding.bankers.co.jp/koukoku/

令和八年十月二十六日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番一号

株式会社バンカーズ・クラウドクレジット・ファンディング

代表取締役　廣津　朋憲

自己株式取得事項の通知公告

当社は、令和八年十月二十三日開催の当社取締役会において、令和八年十月二十三日開催の第八十七期定時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので左記のとおり公告いたします。

記

一、取得する株式の種類　当社普通株式

二、取得する株式の総数　五万株を上限とする。

三、株式一株当たりの取得金額　七千五百円

四、株式の取得価額の総額

三億七千五百万円を上限とする。

五、取得方法　株主全員に譲渡の勧誘をする方法とする。

六、取得する期間（株式譲渡の申込み期間）

令和八年十月二十六日～令和八年十一月四日

令和八年十月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目五番二七号

佐藤製薬株式会社

代表取締役社長　佐藤　誠一

事業譲渡につき通知公告

当社は、令和八年十月十六日、株主総会の決議（会社法第三百十九条第一項によるみなし決議）により、当社が保有する子会社株式の全部を、令和八年十一月十六日を効力発生日として株式会社シルクアセットマネジメントに譲渡することを承認いたしましたので、公告いたします。

・効力発生日　令和八年十一月十六日

・株式買取請求権の行使期間　令和八年十月二十七（効力発生日の二十日前）から令和八年十一月十五日

令和八年十月二十六日

東京都渋谷区神宮前五丁目五一番八号ラ・ポルト青山二Ｆ七　株式会社齋藤太郎兵衛

代表取締役　齋藤　淳

新設分割及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設するＬＩＮＥ　Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｆｒｏｎｔｉｅｒコミュニケーションズ株式会社（住所東京都港区赤坂九丁目七番一号）に対して当社のストア事業に関する運用管理およびこれに関連する事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

また、当社は、資本金の額を八十億九百七十万五千九百十三円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この新設分割及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月六日

掲載頁　八頁

令和八年十月二十六日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

ＬＩＮＥ　Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｆｒｏｎｔｉｅｒ株式会社

代表取締役　森　啓

新規信託分割の公告

三井住友信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年十一月三十日付で左記一の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

株式会社ネクスレイ

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

令和四年十一月三十日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割の効力が生じる日以後の従前の信託及び新たな信託財産責任負担債務の履行の見込みについても、いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

電話番号　〇三―五二三二―三〇二六

令和八年十月二十六日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所　東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　鈴木　雅士

配当公告

三重県桑名市長島町殿名八五九番地の二

破産者　株式会社澤田工業

右の者に対する津地方裁判所四日市支部令和八年（フ）第六十六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二五、三二八、五〇一円

（内優先債権額　金六六三、七三〇円）

一、配当することのできる金額

金一五、八五〇、四八二円

（内優先債権額　金六六三、七三〇円）

令和八年十月二十六日

三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階

破産管財人　弁護士　山本　伊仁

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都大田区大森北四―一一―一一

株式会社ニシヤマ確定給付企業年金

清算人　阿部　徹

正誤

ページ	段	行	誤	正
三八	上	終りから四七	三三三十四分五十九秒	三三十五分九秒
〃	〃	〃	三四三十八秒	三十七秒
〃	〃	〃	三七十五秒	三十六秒
〃	〃	〃	三八十六秒	二十秒
〃	〃	〃	三九三十四分五十二秒	三十三分五十三秒
〃	〃	〃	四〇二十八秒	三十一秒
〃	〃	〃	四一二十五秒	三十二秒
〃	〃	〃	四二十六秒	三十四秒
〃	〃	六一下	二五十秒	四十二秒
〃	〃	〃	三十二分五十四秒	十三分二十一秒
〃	〃	〃	四四十秒	四十一秒
一一四	〃	終りから二	北緯三十五度	北緯三十三度
一一六	〃	〃	二二〇秒	四十二秒
〃	〃	〃	二〇〇秒	二十四秒
一二二	〃	一九行目の前に次を加える。		
一二二	上	終りから一九	十五	十六
〃	〃	〃	一七十六	十七
〃	〃	〃	一五十七	十八
〃	〃	〃	一三十八	十九

十五　北緯三十三度五十一分十九秒、東経百二十九度四十一分三十一秒の点

一二二ページ上段終りから一九行目の前に次を加える。

一二二ページ上段終りから一〇行目及び一一行目を削る。